

議案第18号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年(2022年)3月23日

山口県教育委員会

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和四年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、同条中第十五項を第十六項とし、第十項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 栄養教諭は、生徒又は児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

別表の1の表山口県立光丘高等学校の項を削り、同表山口県立下関西高等学校の項中

| | | | |
|---|-----|------|---|
| 夜 | 普通科 | 3又は4 | 1 |
|---|-----|------|---|

を

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

に改め、「定時制課程普通科は、平成31年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口

県立下関工科高等学校の項中

| | | | |
|---|-----|------|---|
| 夜 | 機械科 | 3又は4 | 1 |
|---|-----|------|---|

を

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

に改め、「定時制課程機械科は、

平成31年度から生徒募集を停止する。」を削り、別表の4の表山口県立田布施総合支援学校の項及び山口県立下関総合支

援学校の項中

| | | |
|-----------|---|----|
| 普通科 | 3 | 1 |
| 産業科 | 3 | 1 |
| 就業実 践科 | 3 | 24 |

を

| | | |
|-----------|---|----|
| 普通科 | 3 | 1 |
| 就業実 践科 | 3 | 24 |

に改め、「高等部産業科は、令和2年度から生徒募集を停止する。」

を削る。

改正案

○山口県立高等学校等の管理に関する規則

(昭和三十二年三月八日
山口県教育委員会規則第二号)

目次 (略)

第一条～第十条 (略)

(職員)

第十一条 (略)

2 学校に、前項のほか、副校長、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、学校栄養職員、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3～9 (略)

10 栄養教諭は、生徒又は児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

第十二条～第二十九条 (略)

現行

○山口県立高等学校等の管理に関する規則

(昭和三十二年三月八日
山口県教育委員会規則第二号)

目次 (略)

第一条～第十条 (略)

(職員)

第十一条 (略)

2 学校に、前項のほか、副校長、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、学校栄養職員、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3～9 (略)

(新設)

10 助教諭は、教諭の職務を助ける。

11 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

12 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

13 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

14 学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

15 技術職員は、技術に従事する。

第十二条～第二十九条 (略)

改正案

別表（第2条関係）

1 高等学校編成表

| 学校の名称 | 学校の位置 | 本校又は分校の別 | 全日制課程 | | | 定時制課程 | | | 通信制課程 | | 専攻科 | | | 備考 |
|-------|-------|----------|-------|------|----------|-------|----|------|----------|----|----------|----|------|----|
| | | | 学科 | 修業年限 | 第1学年生徒定員 | 昼夜の別 | 学科 | 修業年限 | 第1学年生徒定員 | 学科 | 第1学年生徒定員 | 学科 | 修業年限 | |

(略) 山口県立周防大島高等学校～山口県立田布施農工高等学校

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|--|------|---|-----|---|-----|------|---|--|--|--|--|--|-----------------------------|
| 山口県立光高等学校 | 光市本校 | | 普通科 | 3 | 160 | 夜 | 普通科 | 3又は4 | - | | | | | | 定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。 |
| | | | 総合学科 | 3 | 80 | | | | | | | | | | |
| 山口県立下松高等学校 | 下松市本校 | | 普通科 | 3 | 180 | | | | | | | | | | |

(削除)

(略) 山口県立華陵高等学校～山口県立長府高等学校

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|--|---------|---|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 山口県立下関西高等学校 | 下関市本校 | | 普通科 | 3 | 140 | | | | | | | | | | |
| | | | 人文社会科学科 | 3 | 40 | | | | | | | | | | |
| | | | 自然科学科 | 3 | 40 | | | | | | | | | | |

(略) 山口県立下関南高等学校～山口県立下関双葉高等学校

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|--|---------|---|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 山口県立下関工科高等学校 | 下関市本校 | | 機械工学科 | 3 | 70 | | | | | | | | | | |
| | | | 電気工学科 | 3 | 65 | | | | | | | | | | |
| | | | 建設工学科 | 3 | 35 | | | | | | | | | | |
| | | | 応用化学工学科 | 3 | 35 | | | | | | | | | | |

(略) 山口県立大津緑洋高等学校～

現 行

別表（第2条関係）

1 高等学校編成表

| 学校の名称 | 学校の位置 | 本校又は分校の別 | 全日制課程 | | | 定時制課程 | | | 通信制課程 | | 専攻科 | | | 備考 |
|-------|-------|----------|-------|------|----------|-------|----|------|----------|----|----------|----|------|----|
| | | | 学科 | 修業年限 | 第1学年生徒定員 | 昼夜の別 | 学科 | 修業年限 | 第1学年生徒定員 | 学科 | 第1学年生徒定員 | 学科 | 修業年限 | |

(略) 山口県立周防大島高等学校～山口県立田布施農工高等学校

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-----|----|------|---|-----|---|-----|------|---|--|--|--|--|--|------------------------------|
| 山口県立光高等学校 | 光市 | 本校 | 普通科 | 3 | 160 | 夜 | 普通科 | 3又は4 | - | | | | | | 定時制課程普通科は、令和4年度から生徒募集を停止する。 |
| | | | 総合学科 | 3 | 80 | | | | | | | | | | |
| 山口県立光丘高等学校 | 光市 | 本校 | 総合学科 | 3 | 2 | | | | | | | | | | 全日制課程総合学科は、令和2年度から生徒募集を停止する。 |
| 山口県立下松高等学校 | 下松市 | 本校 | 普通科 | 3 | 180 | | | | | | | | | | |

(略) 山口県立華陵高等学校～山口県立長府高等学校

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|----|---------|---|-----|---|-----|------|---|--|--|--|--|--|------------------------------|
| 山口県立下関西高等学校 | 下関市 | 本校 | 普通科 | 3 | 140 | 夜 | 普通科 | 3又は4 | - | | | | | | 定時制課程普通科は、平成31年度から生徒募集を停止する。 |
| | | | 人文社会科学科 | 3 | 40 | | | | | | | | | | |
| | | | 自然科学科 | 3 | 40 | | | | | | | | | | |

(略) 山口県立下関南高等学校～山口県立下関双葉高等学校

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|----|---------|---|----|---|-----|------|---|--|--|--|--|--|------------------------------|
| 山口県立下関工科高等学校 | 下関市 | 本校 | 機械工学科 | 3 | 70 | 夜 | 機械科 | 3又は4 | - | | | | | | 定時制課程機械科は、平成31年度から生徒募集を停止する。 |
| | | | 電気工学科 | 3 | 65 | | | | | | | | | | |
| | | | 建設工学科 | 3 | 35 | | | | | | | | | | |
| | | | 応用化学工学科 | 3 | 35 | | | | | | | | | | |

(略) 山口県立大津緑洋高等学校～

改 正 案

別表（第2条関係）

4 特別支援学校編成表

| 学 校 の 名 称 | 学 校 の 位 置 | 本 校 又 は 分 校 の 別 | 幼 稚 部 | | 小 学 部 | 中 学 部 | 高 等 部 | | | | | 備 考 | |
|-----------|-----------|-----------------------|------------|-------------------|------------|------------|-------|------------|--------------------------|-------|------------|-----|--------------------------|
| | | | 保 育 年 限 | 幼 児 収 容 定 員 | 修 業 年 限 | 修 業 年 限 | 学 科 | 修 業 年 限 | 第 1 学 年 生 徒 定 員 | 専 攻 科 | | | |
| | | | | | | | | | | 学 科 | 修 業 年 限 | | 第 1 学 年 生 徒 定 員 |

(略) 岩国総合支援学校

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---------|-----|--|--|---|---|-------|---|----|--|--|--|------------------|
| 山口県立田布施 総合支援学校 | 熊毛郡田布施町 | 本 校 | | | 6 | 3 | 普通科 | 3 | 2 | | | | 高等部普通科は、定員を定めない。 |
| | | | | | | | 就業実践科 | 3 | 24 | | | | |

(略) 周南総合支援学校～下関南総合支援学校

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|--|--|---|---|-------|---|----|--|--|--|------------------|
| 山口県立下関総 合支援学校 | 下関市 | 本 校 | | | 6 | 3 | 普通科 | 3 | 2 | | | | 高等部普通科は、定員を定めない。 |
| | | | | | | | 就業実践科 | 3 | 24 | | | | |

(略) 豊浦総合支援学校～萩総合支援学校

現 行

別表（第2条関係）

4 特別支援学校編成表

| 学校の名称 | 学校の位置 | 本校又は分校の別 | 幼稚部 | | 小学部 | 中学部 | 高等部 | | | | | 備 考 |
|-------|-------|----------|------|--------|------|------|-----|------|----------|-----|------|-----|
| | | | 保育年限 | 幼児収容定員 | 修業年限 | 修業年限 | 学科 | 修業年限 | 第1学年生徒定員 | 専攻科 | | |
| | | | | | | | | | | 学科 | 修業年限 | |

(略) 岩国総合支援学校

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|----|-------|---|---|---|-----|---|---|--|--|---|
| 山口県立田布施総合支援学校 | 熊毛郡田布施町 | 本校 | | | 6 | 3 | 普通科 | 3 | — | | | 高等部普通科は、定員を定めない。高等部産業科は、令和2年度から生徒募集を停止する。 |
| | | | 産業科 | 3 | | | — | | | | | |
| | | | 就業実践科 | 3 | | | 24 | | | | | |

(略) 周南総合支援学校～下関南総合支援学校

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|----|-------|---|---|---|-----|---|---|--|--|---|
| 山口県立下関総合支援学校 | 下関市 | 本校 | | | 6 | 3 | 普通科 | 3 | — | | | 高等部普通科は、定員を定めない。高等部産業科は、令和2年度から生徒募集を停止する。 |
| | | | 産業科 | 3 | | | — | | | | | |
| | | | 就業実践科 | 3 | | | 24 | | | | | |

(略) 豊浦総合支援学校～萩総合支援学校

新旧対照表

改 正 案

別記

第1号様式(第5条関係) (平15教委規則10・全改、平25教委規則7・平30教委規則10・令元教委規則11・令2教委規則6の一部改正)

教 育 課 程 編 成 届

年 月 日

山口県教育委員会 様

学 校 長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したいので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

| | | | | | | |
|---------------|----------|--------------------|-----|-----|---|---|
| 教育課程編成上の基本的事項 | 本校又は分校の別 | 全日制、定時制 又は通信制の別 | 学 科 | 生徒数 | | |
| | 分校の名称 | | | 男 | 女 | 計 |

| 学年 類型 学級数 教科・科目等 | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 科目別 単位数 計 | 教科別 単位数 計 |
|---------------------------|---------------------------|----|----|----|--------------------------|----|----|----|-----------------|-----------------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| | 男女 | 男女 | 男女 | 男女 | 男女 | 男女 | 男女 | 男女 | | |
| 各学科に共通する各教科・科目 | | | | | | | | | | |
| 主として専門科に設けられる各教科・科目 | | | | | | | | | | |
| 総合的な探究の時間 | | | | | | | | | | |
| 自立活動 | | | | | | | | | | |
| 単位数合計 | | | | | | | | | | |
| 特 別 活 動 | ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事 | | | | | | | | | |
| | ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事 | | | | 旅行・集団宿泊的行事 勤労生産・奉仕的行事 | | | | | |

注 1 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。
 2 新入学生徒教育課程(別紙)を添付すること。
 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

新旧対照表

現 行

別記

第1号様式（第5条関係）（平16教委規則10・全改、平25教委規則7・平30教委規則10・令元教委規則11・令2教委規則6・一部改正）

教 育 課 程 編 成 書

年 月 日

山口県教育委員会 様

学 校 長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したいので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

| 教育課程編成上の基本的事項 | 本校又は分校の別 | 全日制、定時制 又は通信制の別 | 学 科 | 生徒数 | | |
|---------------|----------|--------------------|-----|-----|---|---|
| | 分校の名称 | | | 男 | 女 | 計 |

| 学年 類型 学級数 教科・科目等 | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 科目別 単位数 計 | 教科別 単位数 計 |
|---------------------------|---------------------------|---|------------------------------|---|---|---|--------------------------|---|-----------------|-----------------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | | |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| 各学に通ずる各教科・科目 | | | | | | | | | | |
| 主として専攻に開さる各教科・科目 | | | | | | | | | | |
| 総合的な学習の時間 | | | | | | | | | | |
| 総合的な探究の時間 | | | | | | | | | | |
| 自立活動 | | | | | | | | | | |
| 単位数合計 | | | | | | | | | | |
| 特別活動 | ホームルームの週時数 | | | | | | | | | |
| | 指導計画の概要 | | ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事 | | | | | | | |
| | 学校行事 主要行事名及び 実施予定月日 | | 儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事 | | | | 旅行・集団宿泊的行事 勤労生産・奉仕的行事 | | | |

注 1 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。
 2 新入生徒教育課程（別紙）を添付すること。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

新旧対照表

改 正 案

別紙

新 入 学 生 徒 教 育 課 程

年 度
学 校 名

| | | | | | | |
|---------------|----------|---------|-----|-----|---|---|
| 教育課程編成上の基本的事項 | 本校又は分校の別 | 全日制、定時制 | 学 科 | 生徒数 | | |
| | 分校の名称 | 又は通信制の別 | | 男 | 女 | 計 |

| 類 型 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学 年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 学 級 数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教科・科目等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各学科に通ずる各教科・科目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主として専攻学科に開設される各教科・科目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合的な探究の時間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自 立 活 動 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単 位 数 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別活動 | ホームルームの週時数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指導計画の概要 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事 | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 考 「類型」欄、「学年」欄、「学級数」欄及び「教科・科目等」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

新旧対照表

現 行

別紙

新 入 学 生 徒 教 育 課 程

年 度
学 校 名

| | | | | | | |
|---------------|-----------|--------------------|-----|-------|---|---|
| 教育課程編成上の基本的事項 | 本校又は分校の別 | 全日制、定時制 又は通信制の別 | 学 科 | 生 徒 数 | | |
| | 分 校 の 名 称 | | | 男 | 女 | 計 |

| 類 型 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|------------|---------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学 年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 学級数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教科・科目等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各学科に通ずる各教科・科目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主として専科に開設される各教科・科目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合的な学習の時間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合的な探究の時間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自 立 活 動 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単 位 数 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別活動 | ホームルームの週時数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 指導計画の大要 | ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事 | | | | | | | | | | | | | | |

注 考 「類型」欄、「学年」欄、「学級数」欄及び「教科・科目等」欄は、学校の実情に及び、適宜修正して使用すること。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

新旧対照表

改 正 案

第2号様式(第5条関係)

教育課程実施報告書

年 月 日

山口県教育委員会 様

学 校 長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第2項の規定により報告します。

記

| 教育課程実施結果の概況 | 本校又は分校の別 | | 全日制、定時制 又は通信制の別 | 学 科 | 生徒数 | | |
|-------------|----------|--|--------------------|-----|-----|---|---|
| | 分校の名称 | | | | 男 | 女 | 計 |
| | | | | | | | |

| 学年 類 型 学 級 数 教科・科目等 実施単位・時数 | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
|---|---------------------------|--------|------------------------------|--------|--------|--------|--------------------------|--------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| | 単 位 | 時 数 | 単 位 | 時 数 | 単 位 | 時 数 | 単 位 | 時 数 |
| 総合的な探究の時間 | | | | | | | | |
| 自 立 活 動 | | | | | | | | |
| 単 位 数 合 計 | | | | | | | | |
| 特 別 活 動 | ホームルームの実施週時数 | | | | | | | |
| | 実施の概要 | | ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事 | | | | | |
| | 学校行事 (主要行事名及び 実施月日) | | 儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事 | | | | 旅行・集団宿泊的行事 勤労生産・奉仕的行事 | |

注 1 「教育課程実施結果の概況」欄は、実施結果の反省点、問題点等を記入すること。
 2 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。
 3 「時数」欄は、平均時数を記入すること。

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

- (1) 令和4年度より県立学校に栄養教諭を配置するため。
- (2) 令和2年4月に光丘高等学校を募集停止したことに伴い、令和3年度末をもって光丘高等学校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため。
- (3) 平成31年4月に下関西高等学校定時制課程及び下関工科高等学校定時制課程を募集停止したことに伴い、令和3年度末をもって下関西高等学校定時制課程及び下関工科高等学校定時制課程の在籍者がいなくなり、同課程が廃止となるため。
- (4) 令和2年4月に田布施総合支援学校産業科及び下関総合支援学校産業科を募集停止したことに伴い、令和3年度末をもって田布施総合支援学校産業科及び下関総合支援学校産業科の在籍者がいなくなり、同科が廃止となるため。
- (5) 平成30年7月に告示された高等学校学習指導要領が令和4年度から実施されることに伴い、総合的な探究の時間が全面実施されるため。

2 概要

- (1) 栄養教諭の配置に係る下記の項目を定める。
 - ・学校に置くことができる職員に栄養教諭を加える。
 - ・栄養教諭は、生徒又は児童の栄養の指導及び管理をつかさどることを新たに定める。
- (2) 別表の1の表山口県立光丘高等学校の項を削除する。
- (3) 別表の1の表山口県立下関西高等学校及び山口県立下関工科高等学校の項のうち、定時制課程を削除する。
- (4) 別表の4の表山口県立田布施総合支援学校及び山口県立下関総合支援学校の項のうち、産業科を削除する。
- (5) 別記第1号様式（教育課程編成届）、別紙（新入学生徒教育課程）及び別記第2号様式（教育課程実施報告書）の項のうち、総合的な学習の時間を削除する。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第19号

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和4年（2022年）3月23日

山口県教育委員会

山口県教育委員会訓令第 号

県立学校一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月 日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。
第二条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

改正案

○山口県立学校職員服務規程

〔昭和四十七年十二月十九日
山口県教育委員会訓令第六号〕

第一条 (略)

(定義)

第二条 この訓令において、「職員」とは、県立学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ)、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。

2 この訓令において「教育職員」とは、県立学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第三条〜第三十二条 (略)

現行

○山口県立学校職員服務規程

〔昭和四十七年十二月十九日
山口県教育委員会訓令第六号〕

第一条 (略)

(定義)

第二条 この訓令において、「職員」とは、県立学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ)、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。

2 この訓令において「教育職員」とは、県立学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第三条〜第三十二条 (略)

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

1 改正の趣旨

平成17年の学校教育法改正により各学校に栄養教諭を配置することが可能となり、また、平成21年の学校給食法改正により「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、栄養教諭は食に関する実践的な指導を行うこととされた。

この趣旨を踏まえ、市町立の小学校及び中学校に栄養教諭を配置してきたところであるが、令和4年度以降、県立学校にも栄養教諭を配置することとしている。

このため、栄養教諭の職の定めに係る「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の条例が改正されたところであり、これらの関係条例の改正に伴い、本規程の一部を改正するもの。

2 改正の内容

第二条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

山口県立学校職員服務規程

(定義)

第二条 この訓令において、「職員」とは、県立学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）、実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、事務職員、技術職員及びその他職員をいう。

2 この訓令において「教育職員」とは、県立学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第20号

第3期県立高校将来構想の策定について

このことについては、別添のとおりとする。

令和4年(2022年)3月23日

山口県教育委員会

第3期県立高校将来構想（案）の概要

第1章 第3期県立高校将来構想の策定について

1 策定の趣旨

中学校卒業見込者数の継続的かつ急激な減少や、教育を取り巻く環境の変化に対応し、中・長期的視点に立って本県高校教育の質の確保・向上を図るため、第3期県立高校将来構想を策定。

2 構想の期間

令和4年度から令和13年度まで（10年間）。

第2章 高校教育を巡る現状と課題について

1 県立高校を取り巻く状況

(1) 社会の変化

Society5.0時代の到来、グローバル化や少子高齢化の進行等、教育を取り巻く環境の変化に対応するため、思考力・判断力・表現力等を育み、他者と協働して主体的に未来を力強く切り拓く力を育成することが必要。

学校における働き方改革を推進。

(2) 教育を巡る国の動き

学習指導要領の改訂（平成30年告示）や中央教育審議会答申（令和3年1月）等、国の動向を捉えた上で、新しい時代に対応した学校づくりを推進することが必要。

(3) 山口県の現状

県の最重要課題である人口減少の克服や地方創生の実現をめざし、郷土に誇りと愛着をもち、地域・社会を担う人材の育成が必要。

2 県立高校の現状と課題

(1) 子どもたちのニーズの多様化

多様な科目や活動を選択できることや、進学に対応した学力を育む教育若しくは就職に向けた職業教育の充実等、生徒のニーズに応える特色ある学校づくりを推進することが必要。

(2) 中学校卒業生数の減少

今後も中学校卒業生数の減少が見込まれる中、一定の学校規模の確保をめざした再編整備を進め、多様な人々と協働的な活動ができる活力ある学校づくりを推進することが課題。

小・中学校卒業時に児童・生徒が県外に進学している実態もみられることから、児童・生徒や保護者のニーズに対応した特色・魅力ある学校づくりを一層推進することが課題。

第3章 今後の県立高校の在り方について

1 めざすべき県立高校像

(1) 県立高校像を考える視点

本県の将来を担う人材を育成するため、「生きる力」の育成をめざした教育目標「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」の下、生徒に「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を身に付けさせるとともに、地域・社会と連携・協働した教育やキャリア教育を充実。

【社会の変化への対応】

様々な社会の変化に対応するため、個別最適な学びと協働的な学び等の充実を図るとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校運営及び教育活動の質を向上。

【子どもたちの変化への対応】

生徒の進路希望や学習スタイル等、ニーズの多様化に的確に対応するため、探究的な学びや教科等横断的な学び、進路希望に応じた教育等の充実や選択幅の広い柔軟な教育を推進。

【生徒の減少への対応】

今後も中学校卒業者数の急激な減少に伴う学校の小規模化が見込まれる中、一定の学校規模を確保し、高校教育の質の確保・向上を図るため、学校・学科の再編整備を推進するとともに、特色・魅力ある学校づくりを推進。

【現行構想の成果と課題】

これまで、探究科の導入や全県立高校へのコミュニティ・スクールの導入等、特色ある学校づくりを推進するとともに、学校・学科の再編整備による活力ある学校づくりを推進。

一方で、望ましい学校規模にある学校数が微増にとどまっていること、再編整備実施校の中には、入学者数が募集定員に満たない学校があること等が課題。

今後の更なる生徒数の減少も見据えながら、引き続き、特色ある学校づくりと一定の学校規模の確保をめざした学校・学科の再編整備等を推進。

(2) 学校づくりの方向性

より一層の教育活動の充実や教育環境の整備に努めるため、次の方向で学校づくりを全県的に推進。

- 1 高い志をもち、主体的に未来を切り拓いていく人材を育成する学校
- 2 人とのつながり、支え合いを大切にすることを育む安心・安全な学校
- 3 郷土に誇りと愛着をもち、地域・社会に貢献しようとする人材を育成する学校

2 教育活動の充実

(1) 確かな学力を育成する教育の充実

「社会に開かれた教育課程」の実現をめざし、カリキュラム・マネジメントの推進による教科等横断的な学びや探究的な学び、地域・社会と連携・協働した教育活動の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学習評価の工夫・改善、キャリア教育等を推進。

(2) 豊かな心を育む教育の充実

地域・社会との交流活動等の充実を図り、お互いを理解し、思いやる心を育む教育や開発的生徒指導を推進するとともに、道徳教育や人権教育などを計画的に推進。

(3) 健やかな体を育む教育の充実

学校・家庭・地域が一体となった組織的・計画的な健康教育の充実や、現代的な健康課題の解決に向けた推進体制の整備等を図るとともに、組織的な学校体育を充実。

(4) 進路実現に向けた教育の充実

組織的・計画的・効果的なキャリア教育を充実するとともに、大学、他校等との連携・協働による進学支援や、関係機関との連携による組織的できめ細かな就職支援を一層充実。

(5) 生徒指導、相談・支援の充実

開発的・予防的生徒指導の推進や、問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた校内体制・校種間連携の強化等を図るとともに、いじめ対策を充実・強化。

(6) 地域連携教育の充実

社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組の全県的な推進体制を強化するとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした地域・社会や異校種との連携体制の構築・強化や、地域・社会等と連携・協働した課題解決型学習などを充実、持続可能な体制を構築。

(7) ICTを活用した教育の推進

これまでの教育実践とICTのベストミックスによる授業改善や、オンラインによる海外との交流、他校と合同のハイレベルなオンライン講座等、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実。

(8) グローバル人材やイノベーションを担う人材の育成

ICTを活用した海外とのオンライン交流など、海外の大学・高校等との相互交流の促進や、探究科等における大学等と連携・協働した課題解決型学習などの充実。

(9) 特別支援教育の充実

切れ目のない支援体制の充実や全校体制による指導・支援の充実、全ての生徒が「わかる」「できる」を実感できる授業づくりの推進を図るとともに、希望する生徒に対する通級による指導を充実。

3 教育環境の充実

(1) 安心・安全な学校づくり

組織的・効果的な安全教育や、PDCAサイクルによる安全管理の実施、学校・家庭・地域及び関係機関が一体となった総合的な学校安全の取組を推進し、安心・安全な教育環境を充実。

(2) 施設・設備の整備

学校施設の長寿命化対策と新しい時代の学びに対応した教育環境の整備や、産業教育設備の充実。

(3) 教職員の資質・能力の向上

「教職員人材育成基本方針」「山口県教員育成指標」に基づいた研修の充実や、教員の養成・採用・研修の一体的改革を推進、教職員のメンタルヘルスの維持に向けた取組の推進。

(4) 学校における働き方改革の推進

「山口県学校における働き方改革加速化プラン」に基づく、業務の見直し・効率化や勤務体制等の改善、外部人材の活用等による「チームとしての学校」の実現。

(5) 修学支援の充実

経済的理由により修学が困難な生徒に対する修学支援の充実や、へき地や過疎地域等から遠距離通学する生徒に対する経済的負担の軽減について検討。

第4章 特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備について

1 特色ある学校づくり

(1) 基本的な考え方

生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成をめざし、各学科の特色を生かした教育活動を推進するとともに、大学等への進学に重点を置く取組や高度な専門性をもった産業人材を育成する取組の充実等を拠点的に推進する学校を県内にバランスよく配置することで、特色ある学校づくりを全県的に推進。

(2) 全日制課程の方向性

【普通科系の学科】

教科等横断的な視点を踏まえた教育課程の充実、ICTを活用した国内外の大学・高校等との連携・協働による探究活動などの充実を図るとともに、探究科の拡充、普通科の改革についても検討。

【専門学科】

実社会で役立つ資格取得や、教科等横断的な課題解決型学習、学校・学科等の枠を越えた探究的な教育活動を推進するとともに、地域・社会や地元企業等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動を充実。

《農業に関する学科》

生徒の興味・関心を就農につなげる教育活動や資格取得、他学科・他分野と連携・協働した探究活動、スマート農業等に関する教育活動等の充実を図るとともに、地域の特色を生かした学校をバランスよく配置することを検討。

《工業に関する学科》

ものづくりコンテスト等への参加や資格取得への支援、他学科と連携・協働した探究活動の充実を図るとともに、施設・設備の充実の検討や、一定の学校規模の確保、拠点となる学校や地域の特色を生かした学校をバランスよく配置することを検討。

《商業に関する学科》

地元企業や行政機関等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動や、他学科と連携・協働した探究活動を推進するとともに、資格取得やコンクールへの参加への支援、マネジメント分野に関する実践的・体験的な教育活動等を充実。

《水産に関する学科》

航海技術・漁業生産技術等に関する教育活動や資格取得、他学科・他分野と連携・協働した探究活動、地元企業と連携・協働した実践的・体験的な教育活動、他県の水産高校等との交流など、幅広く水産教育を充実。

《家庭に関する学科》

他校・異校種・他学科と連携・協働した探究活動や、地元企業や高等教育機関等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動の充実を図るとともに、乳幼児・高齢者との交流活動を通じた豊かな人間性を育む教育活動等を充実。

《看護に関する学科》

看護実践能力を育成するための実践的・体験的な教育活動を充実するとともに、地域・社会や大学、医療福祉施設等との連携・協力を強化し、主体的・対話的な教育活動を推進。

《福祉に関する学科》

地域住民と連携・協働して課題解決に取り組む実践的・体験的な教育活動や、社会福祉施設等における交流活動による豊かな人間性を育む教育活動、大学等との連携・協働による進路選択を意識した福祉教育を充実。

【総合学科】

生徒の興味・関心や進路希望に応じた教育活動や、様々な分野の知識や技能を融合させた教育活動等の充実をめるとともに、より活力ある教育活動の展開に向けた学科の在り方について検討。

(3) 定時制・通信制課程の方向性

定時制課程と通信制課程との連携、多様な生活スタイルや学習ニーズに応える教育等の充実を図るとともに、通信制課程における平日の学習支援の在り方について検討。

(4) 中高一貫教育の推進

小学校、大学、地元企業等と連携・協働した探究活動や異年齢集団による生徒同士の教育活動などの充実を図るとともに、進学指導に重点を置いた中高一貫教育校の配置を検討。

2 学校・学科の再編整備

(1) 再編整備の必要性

高校教育の質の確保・向上を図るためには、一定の学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要。

(2) 望ましい学校規模

開設科目数、配置教員数、部活動数等の視点から、1学年4学級から8学級。

【入学定員について】

中学校卒業見込者数、中学生の進路希望、地域の実情、高校生の進路状況等を踏まえて年度ごとに策定。

(3) 再編整備の進め方

ア 全日制課程

【再編整備の基本方針】

中学校卒業見込者数の推移や中学生の志願状況、高校卒業後の進路動向、高校生の通学実態、私立高校等の配置状況などを総合的に勘案するとともに、地域における高校の実情や地域バランス、分散型都市構造にある本県の実情等を踏まえ、全県的な視点に立って、年次的かつ計画的に実施。

- ・ 1 学年 3 学級以下の学校の再編統合を基本として、他の学校との再編統合により、望ましい学校規模の確保をめざすこと。
- ・ 再編統合が困難な場合には募集停止についても検討し、その際、学校の近接性や学習内容等を考慮しながら、他の学校に教育機能を継承することを検討。
- ・ 全日制課程を置く分校については、地元中学校卒業者の入学状況や、今後の入学見込者数を勘案した上で、募集停止を検討。
- ・ こうした再編整備の実施に当たっては、高校教育の質の確保・向上を図る観点や地理的条件、交通事情による生徒の教育への影響等を、総合的に勘案しながら検討。

【再編整備の方向性】

高校卒業後の進路状況や地域・社会の状況の変化、生徒のニーズの多様化等を踏まえ、各学校の社会的役割等を明確にした上で、特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備を実施。

現在及び 15 年後の中学校卒業見込者数や現在の公立高校入学者数を基に、本県の産業人材の育成や、学科の専門性や機能の維持、分散型都市構造にある本県の実情等の観点も踏まえ、15 年後の地域ごとの学科別学級数（1 学級の生徒を 40 人とした場合）を次の表のように想定。

[15 年後の地域ごとの学科別学級数の想定（1 学年当たり）]

※ 上段：15 年後の募集学級数の想定 下段（ ）：令和 3 年度募集の実際の学級数

| 学科 | 地域 | 県東部 | 県中部 | 県西部 | 県北部 | 合計 |
|------------------|----|------------|------------|------------|-----------|--------------|
| 普通・理数・英語・探究・総合学科 | | 29 (48) | 19 (29) | 28 (48) | 3 (9) | 79 (134) |
| 農業 | | 2 (3) | 4 (4) | | 1 (2) | 7 (9) |
| 工業 | | 14 (17) | 2 (2) | 10 (15) | 1 (2) | 27 (36) |
| 商業 | | 4 (7) | 5 (6) | 7 (9) | 1 (2) | 17 (24) |
| 水産 | | | | | 1 (2) | 1 (2) |
| 家庭 | | 1 (1) | | 2 (2) | | 3 (3) |
| 看護 | | | 1 (1) | | | 1 (1) |
| 地域創生 | | 1 (1) | | | | 1 (1) |
| 合計 | | 51 (77) | 31 (42) | 47 (74) | 7 (17) | 136 (210) |

※ 県東部：岩国市、和木町、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、下松市、光市、周南市
 県中部：山口市、防府市
 県西部：宇部市、山陽小野田市、美祢市、下関市
 県北部：萩市、長門市、阿武町

イ 定時制・通信制課程

生徒・保護者の多様なニーズに応えることができるよう、定時制課程については、多部制の定時制課程や 3 年修業制、単位制を充実、通信制課程については、平日における学習支援の在り方等を検討。

(4) 再編整備を実施する学校の伝統継承

これまでと同様、再編整備を実施する学校の伝統は、新たに設置する学校等に継承。

第5章 将来構想の推進について

- 1 **学校の特色化・魅力化に向けた「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」**
各学校の特色化・魅力化を一層推進するため、各学校の「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」を設定。
- 2 **再編整備の実施計画の策定**
「第3期県立高校将来構想」を具体的に推進するに当たっては、年次的・計画的に進める必要があり、特に学校・学科の再編整備については、全県的な視点に立って、5年単位の実施計画（前期実施計画・後期実施計画）を策定。

山口県立学校施設長寿命化計画の一部改訂について

1 背景

「山口県立学校施設長寿命化計画」の上位計画である「山口県公共施設等マネジメント基本方針」が令和4年3月付けで改訂され、「ユニバーサルデザイン化」と「環境への配慮」に係る取組方針が追加される。

2 対応

「山口県公共施設等マネジメント基本方針」との整合性を確保するため、「山口県立学校施設長寿命化計画」の「整備方針」に「ユニバーサルデザイン化」と「環境への配慮」に係る方針を新たに追加。

追加する方針

整備方針

教育環境の向上

【ユニバーサルデザイン化】

学校は児童生徒の学習と生活の場であると同時に、災害時には地域の避難所としての役割を担う施設であることから、「山口県ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、施設のバリアフリー化や多目的トイレの設置など、多様な利用者に配慮した、安心・安全で利用しやすい教育環境の整備を進めます。

【環境への配慮】

脱炭素社会の実現を目指した取り組みが求められている中、太陽光発電の再生可能エネルギー関連設備や高効率照明・空調等の省エネ設備の導入、木材利用の促進など、環境に配慮した学校施設づくりに努めます。

3 今後の予定

本会議終了後、令和4年3月付けで改訂。
県教委ホームページに掲載し公表。

山口県立学校施設長寿命化計画 新旧対照表

| 改訂後 | 現行 |
|--|---|
| <p>山口県立学校施設長寿命化計画 -山口県学校施設個別施設計画-</p> <p>令和3年3月 (令和4年 月一部改訂)</p> <p>山口県教育委員会</p> | <p>山口県立学校施設長寿命化計画 -山口県学校施設個別施設計画-</p> <p>令和3年3月</p> <p>山口県教育委員会</p> |

山口県立学校施設長寿命化計画 新旧対照表

改訂後

現行

山口県立学校施設長寿命化計画

山口県立学校施設長寿命化計画

---目次---

---目次---

1 計画の背景・目的等.....1

(1)背景と目的

(2)計画の位置付け

(3)対象施設

(4)計画期間

2 学校施設の理想.....3

(1)学校施設を利用する児童生徒数の推移

(2)学校施設の整備状況

(3)老朽化の状況

(4)今後の維持更新コスト

3 整備方針.....4

(1)建物の長期使用と長寿命化改修

(2)生徒数に応じた施設数や建物規模

①高等学校

②総合支援学校

(3)教育環境の向上

①ユニバーサルデザイン化

②環境への配慮

4 今後の整備計画(令和3年度～令和12年度).....10

(1)改築

①実施順位

②実施方法

(2)長寿命化改修(中規模・大規模改修)

①実施順位

②実施方法

(3)今後の事業費試算

5 計画の総体的運用方針.....12

(1)推進体制の整備と情報の活用

(2)県立高校将来構想を踏まえた計画の見直し

6 参考資料.....13

1 計画の背景・目的等.....1

(1)背景と目的

(2)計画の位置付け

(3)対象施設

(4)計画期間

2 学校施設の理想.....3

(1)学校施設を利用する児童生徒数の推移

(2)学校施設の整備状況

(3)老朽化の状況

(4)今後の維持更新コスト

3 整備方針.....4

(1)建物の長期使用と長寿命化改修

(2)生徒数に応じた施設数や建物規模

①高等学校

②総合支援学校

4 今後の整備計画(令和3年度～令和12年度).....9

(1)改築

①実施順位

②実施方法

(2)長寿命化改修(中規模・大規模改修)

①実施順位

②実施方法

(3)今後の事業費試算

5 計画の総体的運用方針.....11

(1)推進体制の整備と情報の活用

(2)県立高校将来構想を踏まえた計画の見直し

6 参考資料.....12

山口県立学校施設長寿命化計画 新旧対照表

| 改訂後 | 現行 |
|--|--|
| <p>1～2 (略)</p> <p>3 整備方針</p> <p>(1) 建物の長期使用と長寿命化改修 (略)</p> <p>(2) 生徒数に応じた施設数や建物規模 (略)</p> <p>(3) <u>教育環境の向上</u></p> <p>① <u>ユニバーサルデザイン化</u></p> <p>学校は児童生徒の学習と生活の場であると同時に、災害時には地域の避難所としての役割を担う施設であることから、「山口県ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、施設のバリアフリー化や多目的トイレの設置など、多様な利用者に配慮した、安心・安全で利用しやすい教育環境の整備を進めます。</p> <p>② <u>環境への配慮</u></p> <p>脱炭素社会の実現を目指した取り組みが求められている中、太陽光発電等の再生可能エネルギー関連設備や高効率照明・空調等の省エネ設備の導入、木材利用の促進など、環境に配慮した学校施設づくりに努めます。</p> | <p>1～2 (略)</p> <p>3 整備方針</p> <p>(1) 建物の長期使用と長寿命化改修 (略)</p> <p>(2) 生徒数に応じた施設数や建物規模 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> |

山口県立学校施設長寿命化計画

-山口県学校施設個別施設計画-

令和3年3月

(令和4年 月一部改訂)

山口県教育委員会

山口県立学校施設長寿命化計画

—目次—

| | |
|-------------------------|----|
| 1 計画の背景・目的等 | 1 |
| (1)背景と目的 | |
| (2)計画の位置付け | |
| (3)対象施設 | |
| (4)計画期間 | |
| 2 学校施設の実態 | 3 |
| (1)学校施設を利用する児童生徒数の推移 | |
| (2)学校施設の整備状況 | |
| (3)老朽化の状況 | |
| (4)今後の維持更新コスト | |
| 3 整備方針 | 6 |
| (1)建物の長期使用と長寿命化改修 | |
| (2)生徒数に応じた施設数や建物規模 | |
| ①高等学校 | |
| ②総合支援学校 | |
| (3)教育環境の向上 | |
| ①ユニバーサルデザイン化 | |
| ②環境への配慮 | |
| 4 今後の整備計画(令和3年度～令和12年度) | 10 |
| (1)改築 | |
| ①実施順位 | |
| ②実施方法 | |
| (2)長寿命化改修(中規模・大規模改修) | |
| ①実施順位 | |
| ②実施方法 | |
| (3)今後の事業費試算 | |
| 5 計画の継続的運用方針 | 12 |
| (1)推進体制の整備と情報の活用 | |
| (2)県立高校将来構想を踏まえた計画の見直し | |
| 6 参考資料 | 13 |

1 計画の背景・目的等

(1) 背景と目的

県立学校施設は、その多くが昭和40年代から50年代にかけて整備され、全体の約8割が築30年を超えるなど老朽化が進んでいます。

そのうち昭和40年代に整備された施設は、今後10年で一斉に更新時期を迎えるため、事業の集中及び整備費の急増が予想されます。

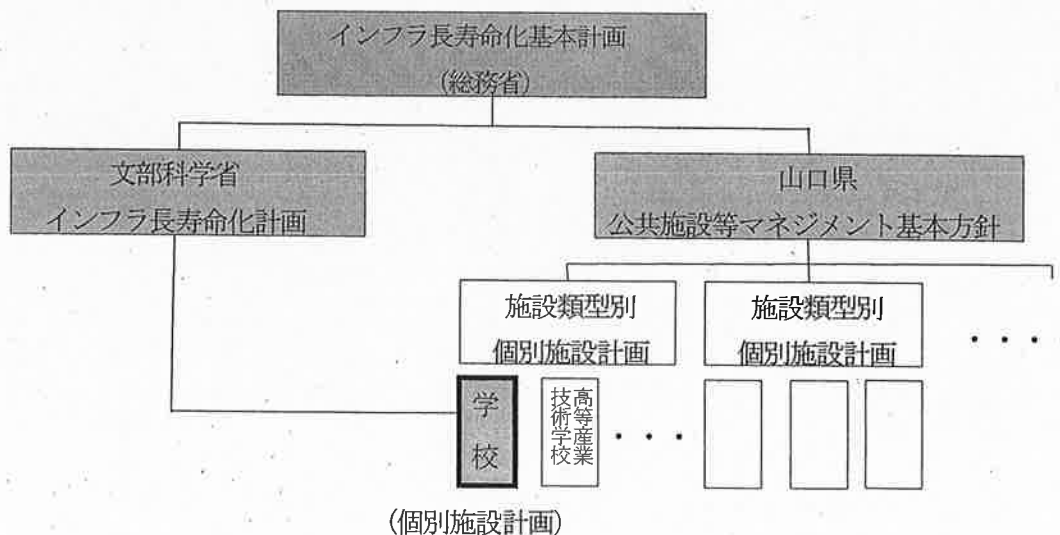
厳しい財政状況の中、中長期的視点に立って計画的に施設整備を実施することにより、施設を可能な限り長期間使用し、今後の施設整備費の抑制・平準化を実現しながら学校施設に求められる機能を確保する必要があります。

これらを踏まえ、施設の長期使用を可能にするための改修を適切に実施すること等により、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ることを目的として「山口県立学校施設長寿命化計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

この計画は、「山口県公共施設等マネジメント基本方針」において策定するものとされた県立学校の施設整備の方針を定めるものです。また、「文部科学省インフラ長寿命化計画」における「公立学校施設に係る個別施設計画」に位置付けられます。

【計画の位置付けイメージ】



(3)対象施設

山口県教育委員会が所管する中学校、中等教育学校、高等学校、総合支援学校を対象とします。

(4)計画期間

計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

2 学校施設の実態

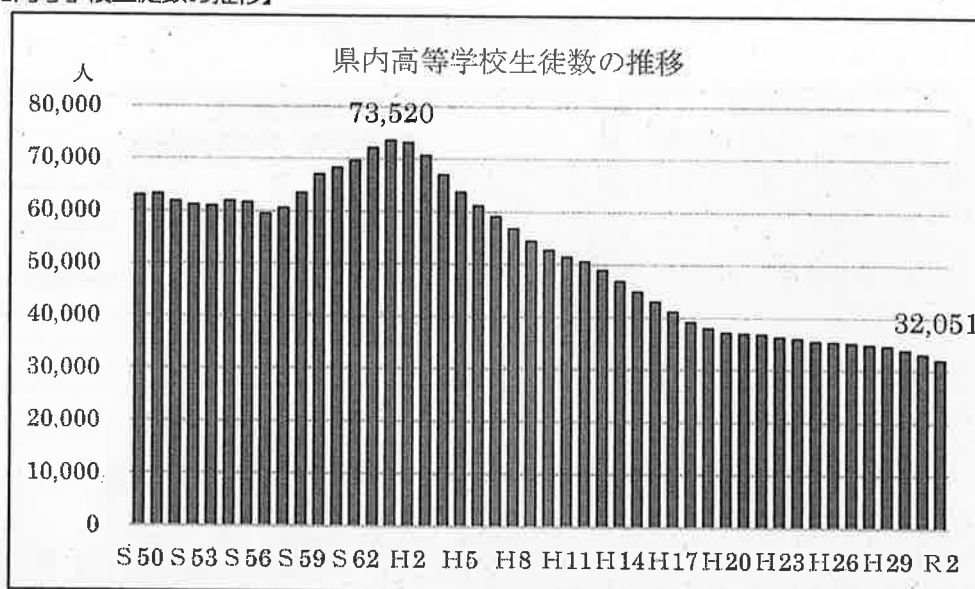
(1) 学校施設を利用する児童生徒数の推移

県内の*高等学校生徒数は、平成元年(1989年)の73,520人を直近のピークに、令和2年(2020年)5月1日現在では32,051人に減少しています。

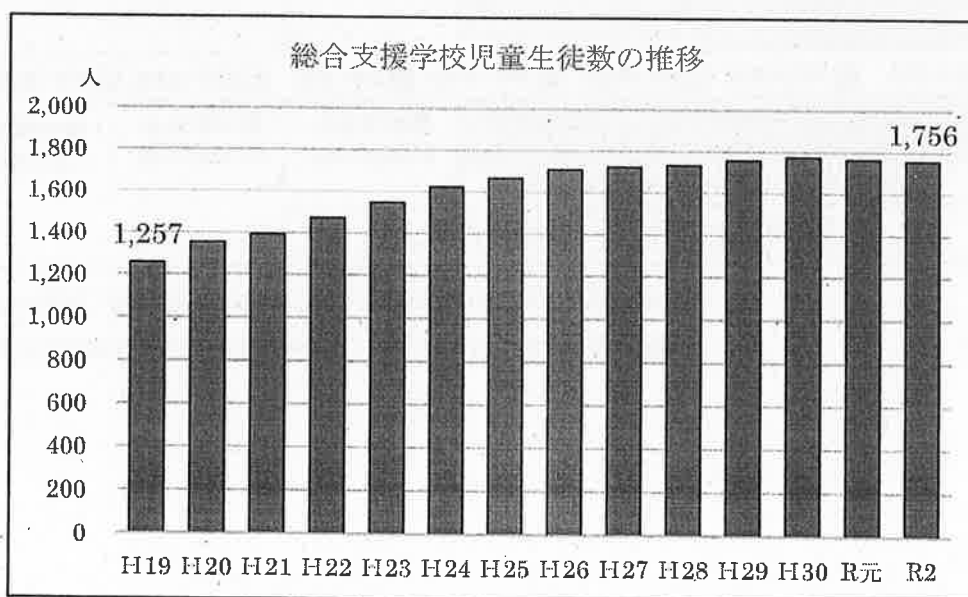
一方で、*総合支援学校の児童生徒数は平成19年(2007年)の1,257人から令和2年(2020年)には1,756人に増加しています。

※県統計分析課「令和2年度 教育統計調査結果報告書」

【県内高等学校生徒数の推移】



【総合支援学校児童生徒数の推移】



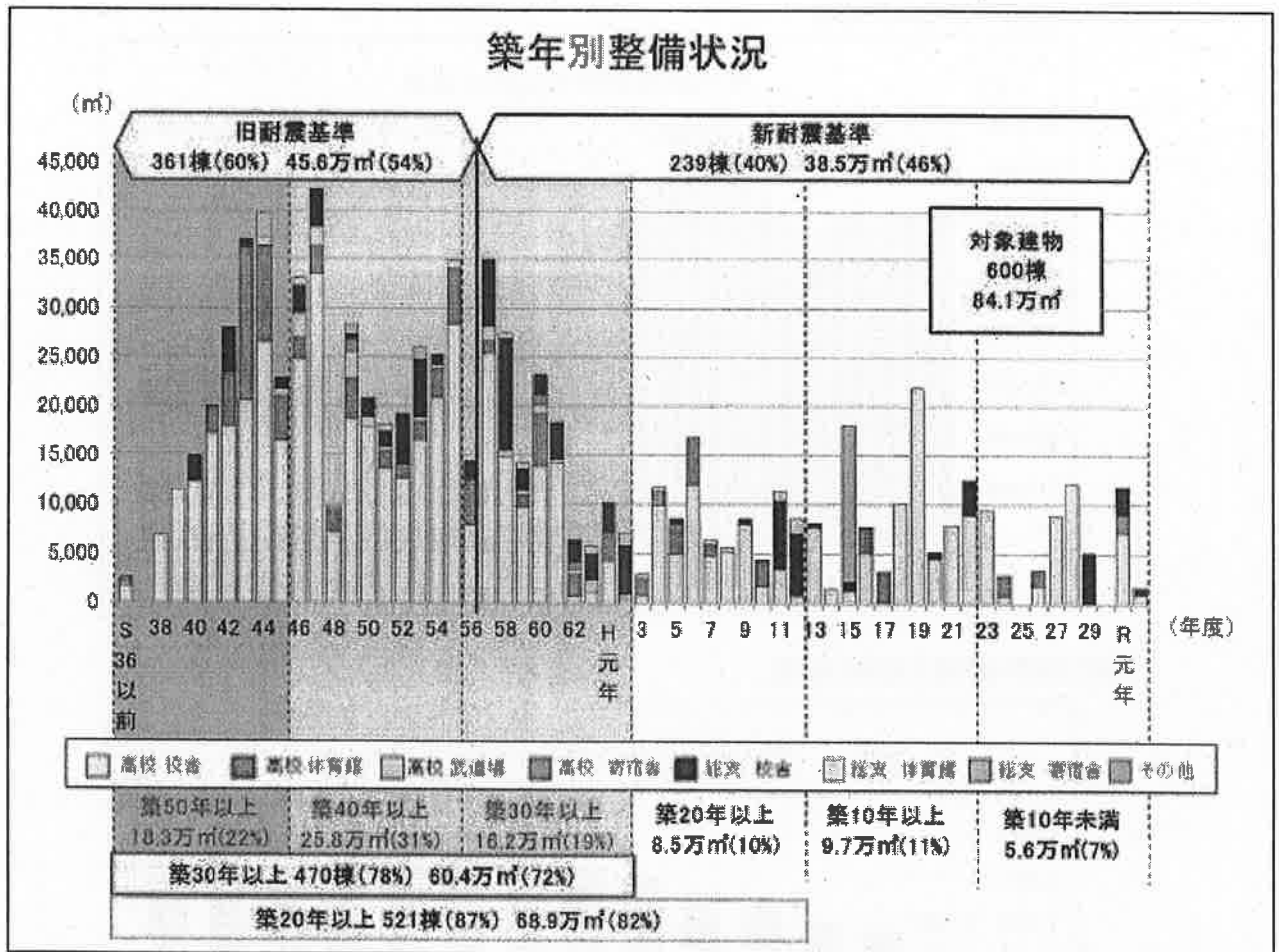
(2) 学校施設の整備状況

県立学校施設は、高等学校 60 施設(本校 48 校、分校 8 校、分校舎 4 校舎)、中等教育学校 1 施設、総合支援学校 14 施設(本校 12 校、分校 1 校、高等部校舎 2 校舎)の*計 75 施設で、計画の対象となる建物は**600 棟、延べ床面積は 84.1 万㎡です。

※高森みどり中学校は高森高等学校に含む。下関総合支援学校高等部は下関双葉高等学校に含む。

※※小規模な建物(倉庫、部室、便所、概ね 200 ㎡以下の建物等)を除く。

【県立学校施設の築年別整備状況 (基準 2020 年)】



※旧耐震基準の建物: 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建設された建物

新耐震基準の建物: 昭和56年6月1日以降に建築確認を得て建設された建物

(3) 老朽化の状況

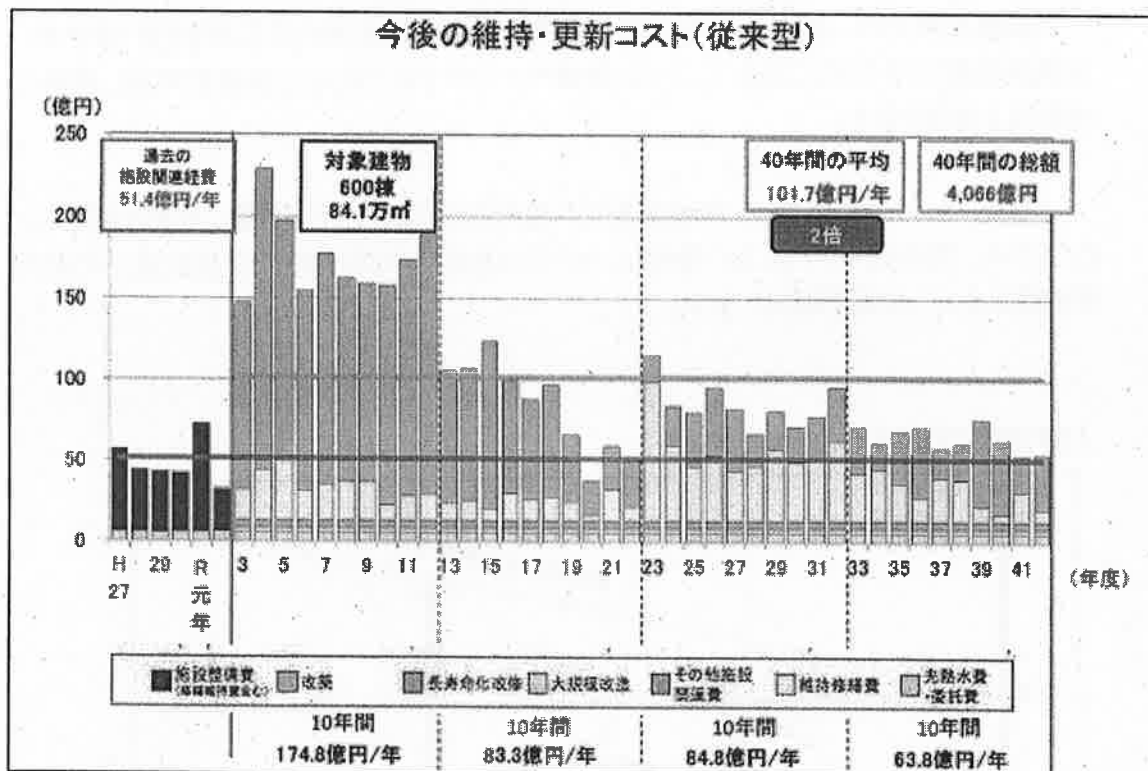
県立学校施設は昭和40～50年代の児童生徒急増期に整備されたものが多く、老朽化の目安とされる築30年以上の建物が約8割(470棟 60.4万㎡)を占めています。また、築50年以上の建物が136棟 18.3万㎡あり、老朽化対策の実施が喫緊の課題となっています。

(4) 今後の維持更新コスト

築後50年を目途に建替える従来の施設整備を続けた場合、今後40年間の事業費は維持管理費を含め4,066億円となる見込みです。

特に今後10年間は、建築年度の偏りにより、改築が必要となる施設が集中することから、年あたりの事業費は174.8億円に上る見込みであり、これまでの施設関連経費(51.4億円/年)の3倍を超えています。

【築50年で建替える場合の今後40年間のコスト試算】



- ※試算条件 (文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」付属 Excelソフトを使用して試算)
- ・築50年で現状と同じ延床面積で改築、改修を行うものと設定
 - ・改築、長寿命化改修は2年に工事費を均等配分、大規模改修は単年度で計上
 - ・改築及び長寿命化改修の実施年数より古い建物は、今後10年以内にそれらを実施するものとし、該当コストの10分の1の金額を10年間計上
 - ・プール、グラウンド及び共用設備等の修繕費は、「その他施設関連費」として過去の実績額を計上

3 整備方針

(1) 建物の長期使用と長寿命化改修

これまでは、築50年前後での改築(建替え)を前提とし、老朽化が顕著となる築後30年前後の時期に、劣化が著しい部分の応急的な改修を実施してきました。

しかし、鉄筋コンクリート造の校舎の場合、適切なタイミングで改修を行うことで物理的な耐用年数を延ばすことが可能とされていることから、建物の目標使用年数を*80年として施設整備を計画します。

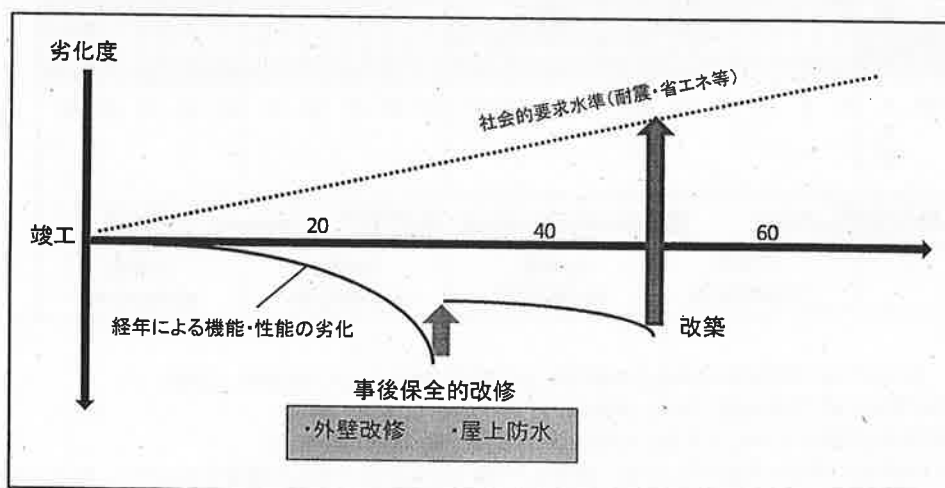
※建築物全体の望ましい目標耐用年数として、鉄筋コンクリート造校舎の場合、普通品質で50～80年、高品質の場合は80～120年とされている(「建築物の耐久計画に関する考え方」社団法人日本建築学会 昭和63年)。

今後は、築年数が浅く建物の状態が健全なものについては、築20年で中規模改修、築40年で大規模改修を実施し、長期使用を目指します。

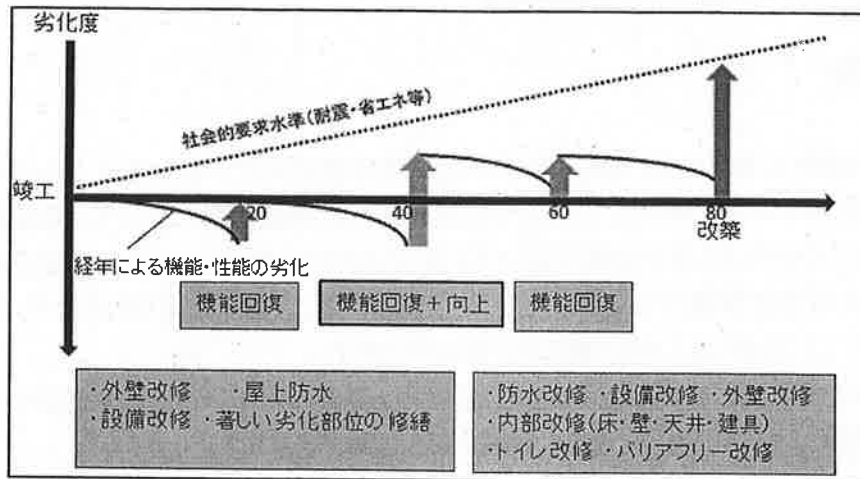
中規模改修では、屋上防水や外壁など建物の耐久性を高める工事を行います。大規模改修ではそれに加えて、トイレ改修やバリアフリー化などを適宜実施し建物の性能向上を図ります。

一方で、おおむね築後45年程度までが長寿命化改修を行う時期の目安とされていることから、現在築46年以上の建物については施設の利用実態や生徒数減少の動向等を踏まえて、改築を検討します。

【これまでの改築中心の保全イメージ】



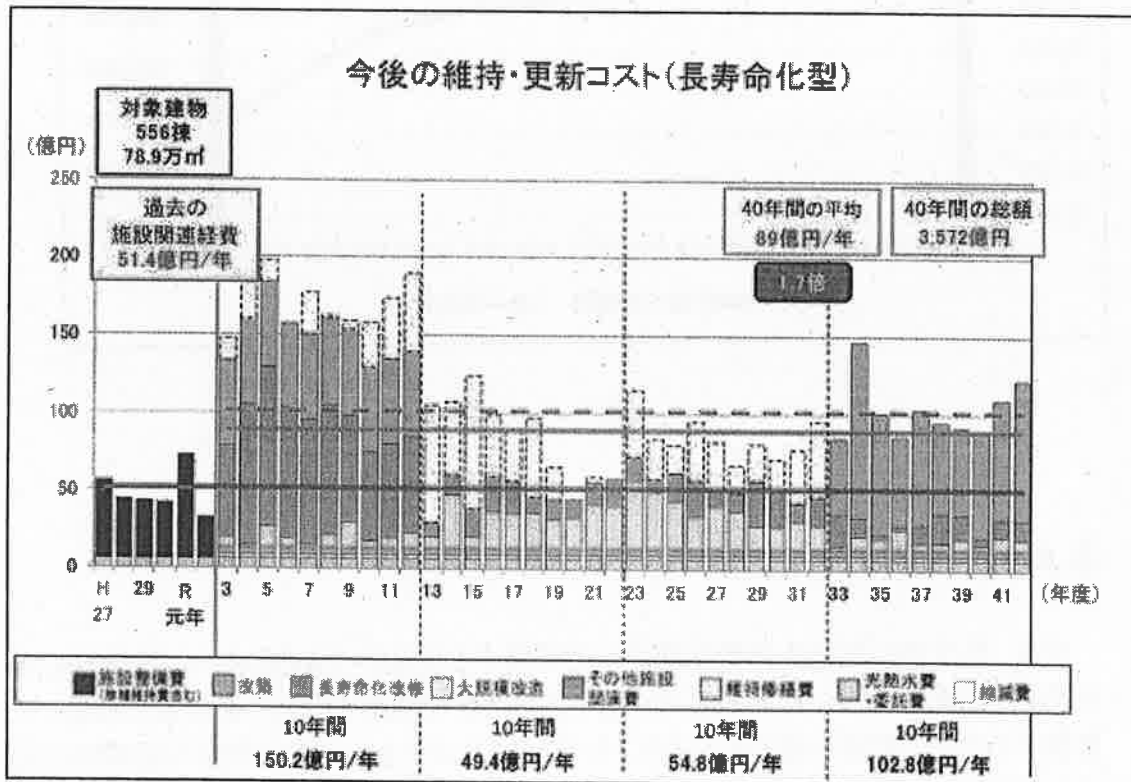
【長寿命化のイメージ】



建物の目標使用年数を80年として改修する場合のコストについて試算すると、今後40年間の事業費は3,572億円となる見込みで、全ての建物を築50年で建替える場合と比較すると約494億円の縮減効果がみられます。

しかし、この場合でも今後10年間の事業集中期の年あたり事業費は150.2億円に上り、コスト削減や事業量の平準化が求められます。

【目標使用年数を80年として長寿命化を図った場合の今後40年間のコスト試算】



※試算条件

・築40年で長寿命化改修、築80年で改築すると設定(※その他はP5の試算条件と同一)

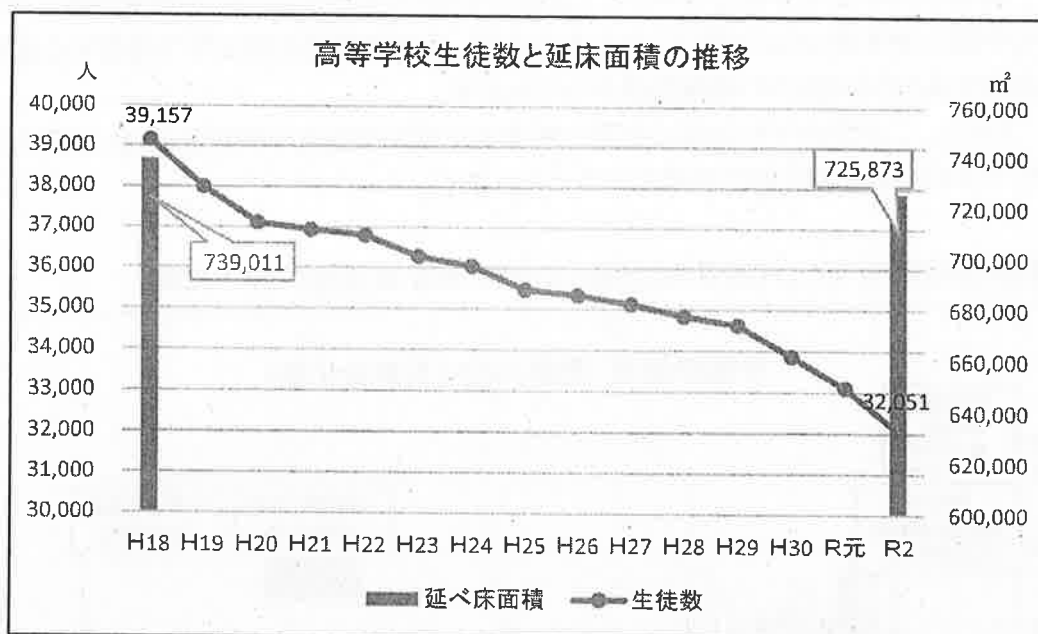
(2) 生徒数に応じた施設数や建物規模

① 高等学校

少子化の進行に伴い、県内高等学校の生徒数は直近のピークと比べ 56.4%減少しています(令和2年5月時点)。これまでに実施された再編整備によって、学校数は67校4分校(H16)から46校8分校(R2)と17校($\Delta 23.9\%$)減少しましたが、統合に伴い必要となった校舎を整備するなどした結果、延床面積は73.9万 m^2 (H18)から72.6万 m^2 (R2)と約1.3万 m^2 ($\Delta 1.8\%$)減にとどまっています。

今後も生徒数の減少は続く見込まれるため、高等学校については必要な学校施設の数や規模について適正となるよう検討する必要があります。

【高等学校生徒数と延床面積の推移 (H18~R2)】



② 総合支援学校

今後、県全体の児童生徒数は横ばいで推移する見込みであるものの、教室不足は依然として続いており、近年は不用となった高等学校校舎を改修し高等部校舎として整備するなどの取組を進めているところでありこれからも引き続き教室不足解消に向けた整備を行う必要があります。

(3)教育環境の向上

① ユニバーサルデザイン化

学校は児童生徒の学習と生活の場であると同時に、災害時には地域の避難所としての役割を担う施設であることから、「山口県ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、施設のバリアフリー化や多目的トイレの設置など、多様な利用者に配慮した、安心・安全で利用しやすい教育環境の整備を進めます。

② 環境への配慮

脱炭素社会の実現を目指した取り組みが求められている中、太陽光発電等の再生可能エネルギー関連設備や高効率照明・空調等の省エネ設備の導入、木材利用の促進など、環境に配慮した学校施設づくりに努めます。

4 今後の整備計画(令和3年度～令和12年度)

計画の対象施設について、整備方針に基づき築年数を基準として改築・改修等を検討した場合、下表のようになります。

建物の長期使用を目指し、築20年・築40年で長寿命化改修(中規模・大規模改修)を実施し、次期改修までの期間は、基本的には随時補修により老朽化による不具合に対応します。

【改築・改修等の検討対象建物(R2年度時点)】

| 築年数 | 対象校舎建築年度 | 手法 | 対象棟数 |
|--------|----------|-------|------|
| 46年～ | S49～ | 改築 | 240棟 |
| 40～45年 | S50～S55 | 随時補修 | 108棟 |
| 30～39年 | S56～H2 | 大規模改修 | 122棟 |
| 20～29年 | H3～H12 | 随時補修 | 51棟 |
| 10～19年 | H13～H22 | 中規模改修 | 49棟 |

(1)改築

① 実施順位

対象となる建物のうち、既に築50年を経過し、長寿命化改修に適さない校舎・屋内運動場等を多く保有する学校を優先的に整備対象校として検討します。

なお、「県立高校再編整備計画」の対象校など今後の方向性が決まっている学校については、再編整備の内容に応じて、別途、実施時期や実施内容を調整します。

② 実施方法

改築が決まった学校については、学校関係者や関係各課と意見交換を行い、営繕部局から技術支援を得るなどして全体的な整備の方向性を「基本計画」として作成します。

その際、経費や学校運営上の負担を軽減するため、できる限り仮設校舎を用いずに工事を行う方法を検討し、また建替え後の校舎については安易に建替え前と同規模とせず生徒数に見合った運用が可能な建物規模を計画します。

【計画期間（R3～R12）で改築を検討する施設】

| R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 160棟 | 35棟 | 8棟 | 26棟 | 12棟 | 18棟 | 15棟 | 13棟 | 17棟 | 16棟 |

(2)長寿命化改修(中規模・大規模改修)

① 実施順位

基本的に築年数を基準として改修の優先度を検討します。但し、県立高校将来構想の内容等を踏まえ、必要に応じ改修時期等を調整します。

② 実施方法

建物を長く使用する(目標使用年数80年)ために、築20年で中規模改修(屋上防水、外壁など)、築40年で大規模改修(給排水管などの設備更新、内部改修)を実施します。大規模改修では建物の耐久性を高める工事に加え、近年の教育内容・方法への対応やバリアフリー化など、建物の機能や性能を向上させるための工事を行います。

【計画期間（R3～R12）で中規模改修（築20年）を検討する施設数】

| R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 3校 | 2校 | 3校 | 3校 | 2校 | 5校 | 3校 | 4校 | 4校 | 4校 |
| 3棟 | 2棟 | 7棟 | 4棟 | 2棟 | 5棟 | 8棟 | 4棟 | 6棟 | 6棟 |

【計画期間（R3～R12）で大規模改修（築40年）を検討する施設数】

| R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 8校 | 10校 | 18校 | 9校 | 7校 | 6校 | 5校 | 5校 | 7校 | 6校 |
| 11棟 | 16棟 | 24棟 | 9棟 | 13棟 | 6棟 | 5棟 | 5棟 | 8棟 | 8棟 |

【長寿命化改修のメニュー】

| | | |
|--------|--------------|---|
| 長寿命化改修 | 中規模改修(築20年毎) | 設備改修(空調、EV) 外部改修(屋上、外壁) |
| | 大規模改修(築40年毎) | 設備更新(受変電、給排水) 内部改修(床、天井、建具) 外部改修(屋上、外壁) その他(トイレ、バリアフリー化) |

5 計画の継続的運用方針

(1) 推進体制の整備と情報の活用

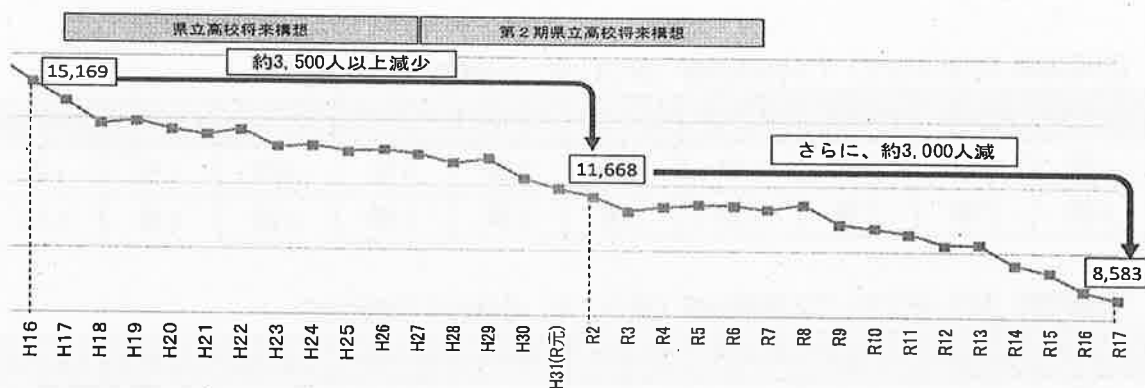
学校施設を厳しい財政状況下で適切に維持管理していくため、学校と協力しながら、劣化状況や施設利用の実態等について把握し、工事の実施や技術的支援を行う営繕部局と連携し整備を進めます。

また施設の定期的な点検・診断を着実に実施し、劣化状況や修繕履歴などの情報を今後の改修の優先順位や改修部位の検討に活用します。

(2) 県立高校将来構想を踏まえた計画の見直し

今後、これからの15年間で、中学校卒業見込者数はさらに約3,000人減少すると見込まれており、整備方針として、老朽化対策、教育環境の向上を図りながらも生徒数に応じた適正な建物規模を検討し、建物の更新及び維持管理費用の抑制を図る必要があります。

【中学校卒業見込者数の推移】



【高校教育課調べ】

生徒数減少に伴う学校施設の適正規模・適正配置については、県立高校将来構想を踏まえ検討します。また県の財政状況により事業の実施時期を調整するなど、状況に応じ計画の見直しを行います。

6 参考資料

【用語の定義と解説】

| | |
|--------|---|
| 長寿命化 | 建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすこと。 |
| 保全 | 建物や設備が完成してから取り壊すまでの間、その性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けること。保全のための手段として、点検・診断、改修等がある。 |
| 事後保全 | 老朽化による不具合が生じた後に修繕等を行う、事後的な保全のこと。 |
| 維持管理 | 建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新を行うこと。 |
| 更新 | 既存の建物や設備を新しく改めること。建物の場合は、「改築」と同義とらえてよい。 |
| 改築 | 老朽化により構造上危険な状態にあつたり、教育上、著しく不適当な状態にあつたりする既存の建物を「建て替える」こと。 |
| 改修 | 経年劣化した建物の部分又は全体の原状回復を図る工事や、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げる工事を行うこと。 |
| 修繕 | 経年劣化した建物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。 |
| 長寿命化改修 | 長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと。 |

(文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」より)

【該当年度に築50年(以上)となる建物一覧表】

| 年度 | 高等学校等 (棟名称) | 総合支援学校 (棟名称) |
|--------------|---|---|
| R3 (160棟) | <p>周防大島【安下庄】(屋内運動場、特別教室棟、武道場) 岩国(普通教室棟(2)、特別教室棟(2)、男子普通教室棟、屋内運動場、特別教室、本館棟、音楽教室、柔剣道場)、高森(特別教室・昇降場、美術・音楽教室、屋内運動場、武道場)、岩国商業(東)(本館棟)、岩国工業(理科教室、製図室その他、金属実習室、普通教室(2)、本館棟、昇降場、実習室)、柳井(管理棟、体育館、音楽教室)、柳井商工(管理棟、建築実習棟、普通教室棟、昇降場棟)、熊毛南(普通教室棟、本館棟、昇降場)、田布施農工(作物畜産実習棟、農業実習棟、酒造実習棟)、光(管理棟、体育館、格技場)、下松(体育館)、下松工業(機械実習棟、機械電気実習棟、化学工業実習棟、屋内運動場、柔剣道場)、徳山(特別教室棟、普通教室棟、昇降場棟)、徳山商工(化学工学実験室、普通教室棟、管理棟、昇降場棟(2)、屋内運動場、化学実習棟)、南陽工業(化学実習棟、機械実習棟(2)、体育館兼格技場)、防府(普通教室棟、理科教室棟、本館棟、昇降場棟、特別教室棟、衛生看護科教室棟)、防府商工(管理棟、体育館1、特別教室棟)、山口(普通教室棟、屋内運動場、管理棟、渡り廊下(2))、宇部中央(家庭科教室・実験実習室棟、柔剣道場)、宇部商業(講堂体育館、商業科特別教室、柔剣道場及び美術・書道教室)、宇部工業(化学工業・電子機械実習室、本館棟、渡り廊下(4)、普通教室棟、体育館)、厚狭【北】(屋内運動場、普通教室・特別教室棟、管理棟、渡り廊下)、美祢青嶺(体育館)、田部(普通教室棟、管理棟、渡り廊下、屋内運動場)、西市(作業室棟)、豊浦(屋内体育館)、長府(屋内運動場、普通教室棟、特別教室棟、渡り廊下)、下関西(特別教室棟)、下関南(管理棟、音楽教室)、下関北(教室棟、普通教室・特別教室棟)、下関双葉(管理棟、普通教室棟、多目的棟、屋内運動場)、下関工科(普通教室棟)、大津緑洋【大津】(普通教室棟、本館棟、昇降場棟(2)、屋内運動場)、大津緑洋【日置】(普通教室棟、農業実習棟、管理棟、特別教室棟、農場更衣室、農機具実習室(2)、畜産実習室)</p> | <p>防府(管理棟、廊下、小学部棟、訓練棟、中学部棟、寄宿舎(2)、食堂棟、特別教室棟、屋内運動場)、山口南(屋内運動場、管理棟、ルーム棟、児童南棟、サービス棟、昇降場棟)、宇部(体育館)、豊浦(普通教室、管理特別教室棟)</p> |

| | | |
|-------------|---|---------------------------------------|
| | (4)、屋内体育館・柔剣道場)、大津緑洋【水産】(漁業 機関科実習棟)、萩(普通教室棟)、萩(奈古)(普通教 室棟、渡り廊下、管理棟、体育館、実習棟)、萩商工(体 育館) | |
| R4 (35棟) | 周防大島【久賀】(本館棟)、岩国(坂上)(柔剣道場)、岩 国工業(柔剣道場、機械実習棟)、柳井商工(柔剣道場、 機械実習棟、機械・電子実習棟)、熊毛南(屋内運動場)、 田布施農工(屋内運動場)、山口農業(普通教室棟、渡 り廊下、生活科実習室、農場管理室、農場機械実習室、 生徒作業準備室、林業科実習室(2)、管理・特別教室 棟、農芸化学実習室、昇降場棟、農業土木実習室、生 徒作業準備室、牛舎)、宇部(特別教室棟)、宇部商業 (普通教室棟)、美祢青嶺(柔剣道場)、豊浦(柔剣道 場)、下関工科(機械科実習棟、電気科実習棟)、萩(特 別教室棟)、萩商工(柔剣道場) | 防府(普通教室・特別教 室、寄宿舍)、豊浦(寄宿 舎、食堂棟) |
| R5 (8棟) | 岩国工業(金属工業実習室)、田布施農工(農具実習棟)、 徳山(普通教室棟)、徳山商工(特別教室棟、柔剣道場)、 宇部中央(視聴覚教室)、下関北(体育館)、下関工科 (機械科実習棟) | |
| R6 (26棟) | 周防大島【久賀】(武道場、普通教室棟、昇降場棟)、岩 国(坂上)(体育館)、岩国工業(特別教室)、柳井商工 (屋内運動場)、熊毛南(柔剣道場)、田布施農工(武 道場、本館棟)、防府(柔剣道場、普通教室棟)、山口 農業(柔剣道場、農林生活実習室、体育館、畜産加工 実習室、鶏舎採卵棟、寄宿舍)、宇部商業(特別教室棟、 商業実習棟)、小野田工業(機械科実習室)、下関北(管 理・特別教室棟、昇降場棟)、大津緑洋【水産】(武道場、 機関科実習棟) | 宇部(寄宿舍)、豊浦(屋 内運動場) |
| R7 (12棟) | 岩国商業(武道場、本館棟)、田布施農工(特別教室棟)、 南陽工業(電気実習棟)、防府(特別教室棟)、美祢青 嶺(機械科実習棟)、大津緑洋【大津】(武道場)、大津 緑洋【水産】(普通教室棟)、萩(特別教室棟)、萩(奈古) (剣道場)、萩商工(実習室) | 田布施(小学部棟) |
| R8 (18棟) | 周防大島【安下庄】(特別教室棟※旧管理棟)、高森(普 通教室棟)、岩国商業(屋内運動場)、光(普通教室棟、 | 田布施(管理棟、屋内運 動場、食堂棟) |

| | | |
|--------------|--|---|
| | 特別教室棟)、下松工業(特別教室棟)、山口(特別教室棟)、宇部商業(本館棟)、西市(昇降場、普通教室棟、柔剣道場)、下関工科(本館棟)、大津緑洋【水産】(機関科実習棟、水産科実習棟、渡り廊下) | |
| R9 (15棟) | 岩国総合(普通教室棟、特別教室棟、昇降場・部室)、小野田(普通教室棟)、西市(特別教室棟)、大津緑洋【水産】(管理棟、昇降場棟、渡り廊下) | 下関南(小学部教室(3)、管理棟、中学部高等部教室、昇降口棟、高等部教室棟) |
| R10 (13棟) | 岩国総合(屋内運動場)、宇部工業(電気科実習棟)、小野田(特別教室棟)、田部(柔剣道場)、西市(本館棟、農業機械実習室、農場管理実習棟) | 田布施(普通教室棟、寄宿舎)、下関南(特別教室、幼稚部教室棟、屋内運動場、寄宿舎) |
| R11 (17棟) | 下松(特別教室棟)、新南陽(普通教室棟、特別教室棟、図書室棟)、山口農業(農業実験実習室)、宇部西(格技場、農業機械実習室、造園施工実習室、特別教室・普通教室棟)、小野田工業(体育館、渡り廊下)、西市(農場管理実習棟)、下関工科(体育館)、萩(奈古)(豚舎、鶏舎) | 田布施(特別教室棟、実習棟) |
| R12 (16棟) | 岩国総合(管理棟、柔剣道場)、下松(本館棟、昇降場棟)、熊毛北(普通教室棟、昇降場棟、特別教室棟)、新南陽(本館棟、昇降場棟、体育館)、防府西(本館棟・教室棟、柔剣道場、特別教室・渡り廊下)、宇部西(園芸実習室、普通教室・特別教室棟、渡り廊下) | |

【該当年度に築40年となる建物一覧表】

| 年度 | 高等学校等 (棟名称) | 総合支援学校 (棟名称) |
|-------------|--|--|
| R3 (11棟) | 柳井 (普通教室棟)、熊毛北 (屋内運動場、管理特別教室棟)、防府西 (屋内運動場、渡り廊下)、宇部中央 (教室棟)、西市 (屋内運動場)、大津緑洋【日置】 (食品加工実習室)、萩(奈古) (農業実習棟) | 岩国 (管理棟、小学部棟) |
| R4 (16棟) | 岩国総合 (普通教室棟)、熊毛北 (武道場)、新南陽 (武道場・音楽教室棟)、宇部中央 (教室棟、昇降場)、宇部西 (食品加工収納調整実習棟、管理特別教室棟、屋内運動場)、厚狭【北】 (家庭科教室棟)、下関西 (管理普通教室棟、特別教室棟)、大津緑洋【水産】 (栽培漁業科実習棟) | 岩国 (普通教室特別教室棟)、下関 (管理特別教室棟、普通教室特別教室棟、屋内運動場) |
| R5 (24棟) | 岩国総合 (音楽教室)、柳井 (特別教室棟)、熊毛南 (普通特別教室棟)、下松 (武道場)、宇部中央 (特別教室棟)、宇部西 (造園施工実習棟、果樹農業実習棟)、宇部工業 (機械科実習棟 (2))、西市 (農業実習室)、長府 (普通教室特別教室棟)、下関西 (普通教室棟)、下関双葉 (作業棟)、大津緑洋【日置】 (特別教室棟)、萩 (普通教室棟、渡り廊下棟)、萩(奈古) (機械実習棟、作物実習棟) | 岩国 (屋内運動場)、防府 (職員室棟)、山口南 (本館棟、実習棟、実習棟)、萩 (本館棟) |
| R6 (9棟) | 高森 (管理棟)、岩国商業 (教室棟)、下松 (音楽教室棟)、南陽工業 (機械実習棟)、防府商工 (特別教室棟)、宇部商業 (家庭商業教室棟)、萩 (武道場) | 山口南 (幼稚部棟)、萩 (屋内運動場) |
| R7 (13棟) | 西京 (普通教室棟、渡り廊下 (2)、特別教室棟、屋内運動場、管理特別教室棟、寄宿舍男子)、宇部 (特別教室普通教室棟)、宇部商 (屋内運動場)、下関南 (特別教室棟)、下関工科 (武道場)、萩(奈古) (特別教室棟) | 山口(みほり) (特別教室棟) |
| R8 (6棟) | 華陵 (普通特別教室管理棟)、西京 (特別教室棟)、宇部商業 (特別教室棟)、豊浦 (特別教室棟) | 徳山 (普通教室棟)、下関 (普通教室特別教室棟) |
| R9 (5棟) | 華陵 (屋内運動場)、西京 (寄宿舍女子)、小野田 (特別教室棟南)、厚狭【北】 (武道場) | 徳山 (管理棟) |
| R10 (5棟) | 岩国(坂上) (特別教室棟)、柳井 (武道場)、西京 (普通教室棟)、下関北 (武道場) | 徳山 (屋内運動場) |
| R11 (8棟) | 岩国(坂上) (本館棟)、岩国商業(東) (屋内運動場)、防府 (屋内運動場)、田部 (特別教室棟)、大津緑洋【日置】 (農業実習棟) | 岩国 (高等部棟、特別教室棟) 防府 (普通教室棟) |

| | | |
|--------------|--------------------------|---|
| R 12 (8棟) | 田布施農工 (特別教室棟)、宇部工業 (武道場) | 田布施高等部校舎 (屋内運動場)、徳山 (特別教室棟、普通教室棟)、下関 (普通教室特別教室棟)、萩 (高等部棟、実習棟) |
|--------------|--------------------------|---|

【該当年度に築20年となる建物一覧表】

| 年度 | 高等学校等 (棟名称) | 総合支援学校 (棟名称) |
|--------------|--|--------------------------|
| R 3 (3棟) | 柳井 (普通教室棟)、宇部中央 (管理・特別教室棟) 下関南 (普通教室棟) | |
| R 4 (2棟) | 徳山 (多目的室棟)、山口農業 (堆肥舎) | |
| R 5 (7棟) | 長府 (総合学科実習棟)、下関中等 (管理普通教室棟、特別教室棟、屋内運動場、寄宿舎、食堂) | 田布施 (普通教室棟) |
| R 6 (4棟) | 宇部 (屋内運動場)、豊浦 (管理棟、普通教室棟)、 大津緑洋【日置】 (堆肥舎) | |
| R 7 (2棟) | 岩国工業 (屋内運動場)、下関南 (屋内運動場) | |
| R 8 (5棟) | 高森 (普通・特別教室棟)、柳井 (特別教室棟)、徳山 商工 (便所棟)、防府商工 (特別教室棟)、萩 (本館棟) | |
| R 9 (8棟) | 徳山商工 (商業実習棟)、小野田工業 (本館棟)、萩商 工 (土木・建築・商業実習棟、渡り廊下棟、機械・電 気実習棟、機械実習室棟、管理棟、普通教室棟) | |
| R 10 (4棟) | 柳井商工 (特別教室棟)、美祢青嶺 (普通教室棟) | 岩国 (普通教室棟)、萩 (普 通教室棟) |
| R 11 (6棟) | 宇部工業 (特別教室棟)、厚狭【北校舎】 (特別教室棟)、 小野田工業 (特別教室棟 (3))、美祢青嶺 (昇降場棟) | |
| R 12 (6棟) | 防府商工 (普通教室棟)、美祢青嶺 (管理棟、実習棟)、 下関南 (実習棟) | 宇部 (普通教室棟、実習棟) |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

令和5年度(2023年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目的

この選考試験は、令和5年度採用予定の山口県公立学校教員採用候補者を決定するために実施するものです。

2 選考区分、志願区分(校種等)及び教科(科目等)

| 選考区分 | 志願区分(校種等) | 教科(科目等) | |
|----------------------|---------------------------------------|---|---|
| 一般選考 | 小学校 | | |
| | 中学校 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語) | |
| | 高等学校 | 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽、美術)、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業 科目等の詳細については、実施要項で発表します。 | |
| | 特別支援学校 | 小学部 | |
| | | 中学部 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語) |
| | | 高等部 | 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽、美術)、外国語(英語)、家庭、情報、福祉 科目等の詳細については、実施要項で発表します。 |
| | 養護教諭 | | |
| 障害者を対象とした選考 | 試験を実施する志願区分(校種等)の教科(科目等) | | |
| 教職大学院修了見込者特別選考 | 試験を実施する志願区分(校種等)の教科(科目等) | | |
| 社会人特別選考 | 小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等) | | |
| スポーツ・芸術特別選考 | 中学校の保健体育、音楽、美術 高等学校の保健体育、芸術(音楽、美術) | | |
| 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考 | 小学校 | | |
| 博士号取得者特別選考 | 高等学校の理科 | | |
| 看護科教諭特別選考 | 高等学校の看護 | | |

3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部にあつては、一つの教科(科目等)に限り志願できます。

ただし、以下の1~10に示す組合せについては併願が可能です。(いずれか一つの組合せに限りませぬ。)

なお、4~10については、第一志願と第二志願を逆にした組合せによる併願も可能です。

| | 選考区分 | 第一志願 | 第二志願 |
|----|-------------|------------|-----------------|
| 1 | 一般選考 | 中学校 | 小学校 |
| 2 | 一般選考 | 特別支援学校小学部 | 小学校 |
| 3 | 一般選考 | 特別支援学校中学部 | 小学校 |
| 4 | 一般選考 | 中学校音楽 | 特別支援学校中学部音楽 |
| 5 | 一般選考 | 中学校美術 | 特別支援学校中学部美術 |
| 6 | 一般選考 | 高等学校芸術(音楽) | 特別支援学校高等部芸術(音楽) |
| 7 | 一般選考 | 高等学校芸術(美術) | 特別支援学校高等部芸術(美術) |
| 8 | スポーツ・芸術特別選考 | 中学校保健体育 | 高等学校保健体育 |
| 9 | スポーツ・芸術特別選考 | 中学校音楽 | 高等学校芸術(音楽) |
| 10 | スポーツ・芸術特別選考 | 中学校美術 | 高等学校芸術(美術) |

【注】第一次試験免除者A又は第一次試験免除者Bで出願する者は併願できません。

【注】8については、中学校保健体育及び高等学校保健体育のいずれにおいても募集する種目(実施要項で発表)での出願のみ併願が可能です。

4 受験資格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)~(4)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。受験資格の各要件の全てを満たしていない場合は受験できません。

※ 受験する選考区分及び志願区分(校種等)の受験資格をよく確認してください。

(1) 欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

※ 学校教育法第9条の「禁錮以上の刑に処せられた者」には、次の期間にある者も含まれます。

- ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
- ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

(2) 受験年齢について

昭和38年4月2日以降に生まれた者

(3) 教員免許状について

受験する校種・教科等の教育職員普通免許状を所有している者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者

ただし、次の志願区分(校種等)及び教科(科目等)については、それぞれに掲げる要件も満たす者

ア 小学校を第二志願とする者は、各相当の普通免許状に加え、小学校教諭の普通免許状が必要です。

イ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者(併願も含む。)は、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。

ウ 次の①～③のいずれかを志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。なお、この場合は、採用候補者名簿登載予定者となった後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

① 社会人特別選考における高等学校の情報、農業又は工業

② スポーツ・芸術特別選考における中学校の保健体育、音楽若しくは美術又は高等学校の保健体育、芸術(音楽)若しくは芸術(美術)

③ 看護科教諭特別選考

(4) その他

各選考区分における要件に該当する者

ア 障害者を対象とした選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者

イ 教職大学院修了見込者特別選考

現に(出願時点で)教職大学院に在籍し、令和5年3月31日までに教職大学院を修了見込みの者

ウ 社会人特別選考

次の①～③のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの

① 現に(出願時点で)同一の民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科(科目等)に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの

なお、高等学校の情報、農業又は工業を志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。(4の(3)のウ参照)

② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身に付けたもの

③ 過去5年間(平成29年4月1日から令和4年3月31日まで)に、国公立の青少年教育施設(青少年自然の家等)において、通算2年以上勤務した経験を有する者(非常勤を除く。)

エ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以降、次の①～④のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成29年4月1日以降のものに限る。

なお、中学校の保健体育、音楽若しくは美術又は高等学校の保健体育、芸術(音楽)若しくは芸術(美術)を志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。(4の(3)のウ参照)

【スポーツ分野】(※)

① オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者

② 日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者(ただし団体戦の場合には、正選手であった者)又はその者を指導育成した実績を有する者

※ スポーツ分野の対象種目については、これまで実施要項記載の42種目としていましたが、以下のように変更します。

中学校保健体育を志願する者：山口県中学校体育連盟が主催する大会の競技種目のうち実施要項に示すもの

高等学校保健体育を志願する者：山口県高等学校体育連盟又は山口県高等学校野球連盟が主催する大会の競技種目のうち実施要項に示すもの

【芸術分野】

③ 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

④ 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

令和3年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

カ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

キ 看護科教諭特別選考

相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。(4の(3)のウ参照)

5 選考試験の試験項目

| 選考区分 | 第一次試験 | 第二次試験 |
|--|--|---------------------------------------|
| 一般選考 障害者を対象とした選考 | 教職専門 教科専門【注1】 特別支援教育専門【注2】 実技【注3】 集団面接 | 適性検査 個人面接 集団面接 小論文 実技【注4】 |
| 社会人特別選考 博士号取得者特別選考 | 教科専門 実技【注3】 集団面接 | |
| 教職大学院修了見込者特別選考 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考 | 教科専門 実技【注3】 | |
| スポーツ・芸術特別選考 看護科教諭特別選考 | 個人面接 集団面接 | |

【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。
なお、特別支援学校を第二志願とする者についても実施します。

【注3】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科(科目等)及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。
なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

6 試験の一部免除

次の免除者のいずれかに該当するものが申請した場合、試験の一部を免除します。

| | |
|-----------|--|
| 第一次試験免除者A | ○前年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除 令和4年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します(令和4年度と同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)の選考試験が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)を志願する場合に限ります。) |
| 第一次試験免除者B | ○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除 次の①～③のいずれにも該当する者は、第一次試験を免除します。 ① 現に(出願時点で)他の都道府県において国公立学校(国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。) ② 他の都道府県において、令和4年3月31日現在、継続して3年以上の国公立学校の勤務経験(出願する志願区分(校種等)の教科(科目は問わない。))と同一の勤務経験であること。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。)を有する者 ③ ②の勤務経験と同一志願区分(校種等)の教科(科目は問わない。)で出願する者 |
| 教職専門免除者A | ○「第一次試験免除者B」以外の、他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除 現に(出願時点で)他の都道府県において国公立学校(国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。)については、第一次試験の教職専門を免除します。 |
| 教職専門免除者B | ○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除 次の①～③のいずれかに掲げる者として、過去3年間(平成31年4月1日から令和4年3月31日まで)において通算24月以上の在職期間を有するものは、第一次試験の教職専門を免除します。 ① 山口県内の公立学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師)又は非常勤講師(非常勤養護教諭を含む。) ② 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校(全日制)の臨時的任用教員又は非常勤講師 ③ 山口大学教育学部附属学校(小学校、中学校及び特別支援学校)の、任期付教諭、任期付養護教諭、非常勤講師又は非常勤教諭(任期付教諭、任期付養護教諭は臨時的任用教員とみなし、非常勤教諭は非常勤講師とみなす。) ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の両方の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。 なお、在職月数の算定に当たっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数回の任用がある場合は、いずれか一方の任用のみを対象とします。 |

7 実施要項の発表等

(1) 発表日（配布開始日）

令和4年5月11日（水）予定

(2) ダウンロードによる取得方法

下記URLまたは右記QRから山口県教育庁教職員課のウェブページ（教員採用試験専用ページ）にアクセスしてダウンロードしてください。

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/saiyou/top.html>

QR



(3) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。

封筒の表に「実施要項請求」と朱書きし、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号；縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（TEL 083-933-4550）

(4) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受取りを極力避け、ダウンロードによる取得又は郵便による請求を行ってください。

(5) その他

出願はインターネット（電子申請）を原則とするため、実施要項の中に出願書類の同封はありません。

8 出願について

(1) 受付期間

令和4年5月12日（木）～5月31日（火）

(2) 出願方法

インターネット（電子申請）による出願を原則とします。

※ 令和4年5月12日（木）午前9時～5月31日（火）午後5時までに到達したものに限り受け付けます。

※ 令和4年5月17日（火）午後10時から5月18日（水）午前6時までは、電子申請システムの停止により受付ができませんので注意してください。

※ インターネットによる出願が困難な場合に限り、郵送による出願を認めます。下記の提出先に連絡してください。

郵送の場合は、令和4年5月31日（火）の消印のものまで受け付けます。

提出先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（TEL 083-933-4550）

9 障害等のある志願者への配慮

障害等のある志願者で、受験上の配慮や採用後の配慮を希望する場合は、申請時に入力するとともに、電話等で申し出てください。

受験上の配慮例：実技試験の免除、問題・解答用紙の文字の拡大、試験時間の延長 等

採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修 等

10 選考試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

| | |
|----|---|
| 期日 | 令和4年7月9日（土）、10日（日） |
| 会場 | [山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校 [東京会場] 【注1】 [関西会場] 【注2】 |

【注1】試験会場については、実施要項でお知らせします。

東京会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考 (小学校、中学校(国語、社会、数学、理科)、高等学校(国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業))
- 教職大学院修了見込者特別選考 (東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科(科目等))
- 社会人特別選考 (東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科(科目等))
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考
- 博士号取得者特別選考

【注2】試験会場については、実施要項でお知らせします。

関西会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考 (小学校)
- 教職大学院修了見込者特別選考 (小学校)
- 社会人特別選考 (小学校)
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

(2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者B

| | |
|----|---|
| 期日 | 小学校：令和4年8月20日(土)～23日(火) (予備日：8月27日(土)、28日(日)) 小学校以外の志願区分(校種等)：令和4年8月20日(土)、21日(日) |
| 会場 | [山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、山口県立山口農業高等学校 ※ [東京会場]、[関西会場]では実施しません。 |

1.1 選考試験結果の発表及び採用候補者名簿登載予定者の発表等

- 第一次試験の選考結果の発表は、令和4年8月3日(水)に行う予定です。
- 第二次試験の選考結果(採用候補者名簿登載予定者)の発表は、令和4年10月4日(火)に行う予定です。
- 「4 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 「4 受験資格」に示す教員免許状等を取得する見込みの者が、令和5年3月31日までに免許状等を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 教員免許状を所有する者で、教員免許更新制に係る更新手続きを完了しなかった等により、「令和5年4月1日時点で有効な免許状」を所有できないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。(※法改正により変更となる場合があります。)
- 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することがあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
- 令和5年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和7年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・令和7年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること
 - ・令和7年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。なお、特別支援学校の志願区分における合格者については、特別支援学校の専修免許状が取得できること
- ※ 教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 令和5年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和6年度採用候補者名簿に登載します。
 - ・令和6年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること
 - ・令和6年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。なお、特別支援学校の志願区分における合格者については、特別支援学校の専修免許状が取得できること
- ※ 教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

1.2 主な変更点

前年度実施要項からの主な変更点は、次のとおりです。

<受験年齢の上限の引上げ>

受験年齢の上限については、これまで49歳以下としていましたが、59歳以下(令和5年4月1日時点)に変更します。

<高等学校及び特別支援学校高等部の情報の出願要件の見直し>

高等学校及び特別支援学校高等部の情報を志願する者は、これまで情報の普通免許状に加え、高等学校の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要でしたが、情報の普通免許状のみでの受験を可能とします。

<社会人特別選考(高等学校情報)における特別免許状の活用>

社会人特別選考における高等学校の情報については、相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できることとします。なお、この場合は、採用候補者名簿登載予定者となった後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

＜スポーツ・芸術特別選考におけるスポーツ分野の対象種目の見直し＞

スポーツ・芸術特別選考におけるスポーツ分野の対象種目については、これまで実施要項記載の42種目としていましたが、以下のように変更します。

中学校保健体育を志願する者：山口県中学校体育連盟が主催する大会の競技種目のうち実施要項で示すもの

高等学校保健体育を志願する者：山口県高等学校体育連盟又は山口県高等学校野球連盟が主催する大会の競技種目のうち実施要項で示すもの

＜スポーツ・芸術特別選考における特別免許状の活用＞

スポーツ・芸術特別選考における中学校（保健体育、音楽、美術）、高等学校（保健体育、芸術（音楽、美術））については、相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できることとします。なお、この場合は、採用候補者名簿登載予定者となった後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

＜選考に当たっての考慮事項の追加＞

選考に当たって、独立行政法人情報処理推進機構が実施する次の①～③のいずれかの試験に合格している者を考慮の対象に加えます。ただし、高等学校の情報を志願する者は除きます。

① I T パスポート試験 ② 基本情報技術者試験 ③ 応用情報技術者試験

〈 試験に関するお問い合わせ先 〉

山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4550



《ウェブページURL》

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/saiyou/top.html>

試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育庁教職員課ウェブページにおいてお知らせします。

山口県教員育成指標の一部改訂について

教職員課

1 改訂の趣旨

- (1) 平成30年3月の策定から4年が経過し、情報社会の急速な進展や、全ての公立小・中・高等学校・総合支援学校等にコミュニティ・スクールが導入されたことなど、学校を取り巻く環境が大きく変化する中、教員に求められる資質能力の向上を図るための目安を具体的に示した教員育成指標を見直すもの。
- (2) 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月26日）の中で、教員育成指標においてICT活用指導力を明確化するよう求められている。
- (3) 中央教育審議会答申「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について」（令和4年2月7日）の中で、学校における安全に関する教育、安全管理及び組織活動の充実が求められている。

2 改訂の視点

- (1) 指標の内容について、山口県教育の強み（「地域連携教育」「1人1台タブレット端末等のICT環境」）を生かした取組の視点を加える。
 - ア 「地域連携教育」について
全ての公立小・中・高等学校・総合支援学校等がコミュニティ・スクールであることを前提とする。
 - イ 「ICTの活用」について
1人1台タブレット端末、校内の通信環境の整備等を前提とする。
- (2) 「学校安全」について、安全に関する教育、安全管理及び組織活動に関する最新の課題を反映させる。
- (3) その他、必要な時点修正を行う。

山口県教員育成指標【教諭】

山口県では、教員に求められ、期待される資質能力を「山口県が求める教師像」に示しています。

山口県が求める教師像～未来を担う子どもたちにあなたの熱い情熱を！～

- ◎豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- ◎強い使命感と倫理観をもち続けることができる人
- ◎児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- ◎幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- ◎豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- ◎常に自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神のある人

「山口県が求める教師像」に示す資質能力は、教職生活を支える土台となるものであり、これらの資質能力をより確かなものとするために、教職生活全体を通じて充実・深化させていくことが大切です。

また、社会が急速に変化する中、本県教育の強みであるコミュニティ・スクールの仕組みを生かした「山口県の地域連携教育」や充実したICT環境を生かしながら、様々な教育課題に対応する力も求められています。

本指標は、「教職員人材育成基本方針」に示されたキャリアステージごとの役割と求められる資質能力に沿って、教員が高度専門職としての職責・経費等にに応じて身に付けるべき資質能力を具体化し、研修等を通じてその計画的・継続的な向上を図る際の目安を示したものです。

| キャリアステージ | | 採用時 | 若手【自立・向上期】 | 中堅【充実期】 | ベテラン【発展期】 |
|-----------------|-------------------|---|--|---|--|
| 区分 | 項目 | 山口県に掲げる教育目標を理解し、熱い情熱をもって教育活動を推進する意欲とチャレンジ精神をもっている。 | 教育に対する強い使命感や情熱をもち、学校に活力を与えるとともに、学習指導や生徒指導等を行う際に必要な基礎的な知識や技能を基盤とした実践的指導力を発揮している。 | 専門分野の力を伸ばすとともに、身に付けた高い専門性を生かし、ミドルリーダーとして学校運営の一翼を担っている。 | 高い能力や専門性を発揮し、学校における様々な校務等を通して、学校運営に積極的に参画したり、若手や中堅の教員の人材育成に取り組んだりしながら、企画力・調整力を発揮している。 |
| | 取組むべき資質能力 | | | | |
| 教諭 | 授業計画 | ○学習指導要領に示された教科等の目標及び内容並びに児童生徒の実態に即した授業構想の重要性を理解している。 | ○教科等に関する専門的な知識・技能を活用し、児童生徒の実態を踏まえて、ねらいを明確にした年間・単元・単元部分の授業を計画している。 | ○児童生徒の発達段階や習熟度、学校の重点課題等を踏まえ、創意工夫を凝らした授業を計画している。 | ○授業計画の作成について、他の教員に対して適切な助言を行っている。 |
| | 授業実施 | ○基本的な指導方法や教科等の特性に応じた指導形態等について理解している。 ○ICTを始めとした教材・教具の活用など、効果的な授業の在り方について理解している。 | ○基本的な指導方法や場面に適した指導形態等を理解し、児童生徒の反応を見ながら個に応じた指導を行っている。 ○授業の中で児童生徒がICT等を積極的に活用する場面を設けて指導を行っている。 | ○指導方法や指導形態等を工夫し、児童生徒の反応を生かしながら主体的な学習を促す指導を行っている。 ○授業の中でICT等を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させることで児童生徒の学力向上につなげている。 | ○指導方法や指導形態等について、他の教員に対して適切な助言を行っている。 ○ICT等の活用について、専門性の向上を図りながら、他の教員に対して適切な助言を行っている。 |
| | 評価 | ○学習評価の考え方を理解している。 | ○指導と評価の一体化について理解し、評価規準を設定している。 ○指導と評価の計画に従って児童生徒の学習状況を把握し、次等や次単元の指導に生かしている。 | ○評価の信頼性を高めるために、評価規準や評価方法の改善を図っている。 ○評価を児童生徒の学力の向上を図る指導に生かしている。 | ○指導と評価の計画に従って、信頼性の高い評価を行っている。 ○他の教員に対して、評価の改善につながる適切な助言を行っている。 |
| | 授業研究 授業改善 | ○模擬授業や教育実習における授業実践等の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。 ○授業改善の視点としての主体的・対話的で深い学びの実現の重要性を理解している。 | ○日常的に授業を公開し、他の教員や地域の方々の指導・助言や授業評価を受け、自己のよさや課題に気づき、授業改善に努めている。 ○主体的・対話的で深い学びについて理解し、授業を実践している。 | ○校外の教員等を対象とした研究授業を積極的にを行い、授業評価も踏まえながら授業力の向上に努めている。 ○学習目標に応じて適切な授業形態を用い、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行っている。 | ○他の教員に対して、助言を積極的に行い、授業研究や教材開発に取り組む雰囲気づくりに努めている。 ○児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、他の教員に適切な助言を行っている。 |
| | 児童生徒理解 | ○児童生徒理解に関する基礎的な知識を身に付けている。 | ○児童生徒一人ひとりの理解に基づき信頼関係づくりを進めながら保護者との連携を心がけ、柔軟かつ適切に児童生徒への指導助言を行っている。 | ○的確な児童生徒理解に努めるとともに、児童生徒の自己指導能力を高め、主体的な行動を促すよう、保護者とも連携しながら、組織的な動きの中心となって対応している。 | ○保護者、関係機関と連携を図りながら、組織的・計画的に児童生徒の成長を促していくとともに、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 |
| 生徒指導・教諭指導 | 教育相談 (カウンセリング) | ○教育相談に関する基礎的な知識を身に付けている。 | ○教育相談に関する基礎的な知識・技能を身に付け、共感的理解等の大切さを理解し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援をしている。 | ○教育相談に関する高い見識と専門性を活かし、スクールカウンセラー等と連携して、児童生徒や周囲の状況を把握しながら対応している。 | ○あらゆる場面で児童生徒に適切に関わることで、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 |
| | 問題行動への対応 | ○生徒指導上の課題及び対応の視点を理解している。 ○いじめに対する基本的な知識を身に付け、いじめ防止の重要性を理解している。 | ○課題を把握し、他の教職員と連携・協働しながら解決に努めるとともに、児童生徒、保護者に対して丁寧に対応している。 ○いじめ防止等の基本的な方針を理解し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高め、いじめの早期発見に努めるとともに、組織的な対応につなげている。 | ○他の教職員と連携・協働しながら、組織的な動きの中心となることと、児童生徒、保護者と信頼関係に基づいた対応をしている。 ○組織的な対応の中核となって、いじめの根絶及び解決に向けた取組を推進している。 | ○課題の解決に向けて、組織的対応を推進するとともに、他の教職員の抱える課題を共有し、助言や具体的方策の提案等を行っている。 ○いじめ防止等の基本的な方針や、いじめに係る組織的な対応の中で、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 |
| NPO等(教育活動)に関与する | 人権教育 | ○基本的人権の意義や理念について正しい理解と認識をもっている。 | ○基本的人権の意義や理念について正しい理解と認識をもち、児童生徒一人ひとりのよさや可能性を認め、人権尊重の視点に立って指導している。 | ○学校運営における自己の役割を踏まえ、学校や学年の課題を把握し、課題解決に向けて人権尊重の視点に立って取り組み成果を得ている。 | ○人権が尊重された学校づくりを推進するため、校対推進体制の構築や家庭・地域との連携等において、人権尊重の視点に立って指導的役割を果たしている。 |
| | 進路指導・キャリア教育 | ○教育課程における進路指導・キャリア教育の意義や目標を理解している。 | ○進路指導・キャリア教育に関する基礎的・基本的な知識を身に付けている。 ○進路に関する情報を収集し、それを基に、児童生徒に対して適切なガイダンスを行っている。 | ○各種体験活動の充実や家庭、地域、産業界等との連携協力体制の強化に努めている。 | ○小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的な推進、学校の教育全体を通じた組織的・効果的な推進に向けて中心的な役割を果たしている。 |

| キャリアステージ | 採用時 | 若手【自立・向上期】 | 中堅【充実期】 | ベテラン【発展期】 |
|-----------------------------|--|--|---|--|
| 特別支援教育 | <p>○特別支援教育やインクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供に関する考え方を理解している。</p> <p>○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の多様な教育的ニーズを理解しようとしている。</p> | <p>○障害等により困難を示す幼児児童生徒の気持ちや、その背景を理解しようとしている。</p> <p>○障害等による困難に応じた多様な学習指導、学級経営の方法を知っている。又は活用している。</p> <p>○校内支援体制の仕組みや個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成について理解し、参画している。</p> | <p>○幼児児童生徒の障害者理解を深める指導や交流及び共同学習の内容・方法の改善に努めている。</p> <p>○特別支援教育の視点を取り入れ、自分の学習指導、学級経営、生徒指導の幅を広げている。</p> <p>○個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、他の教職員や校内コーディネーター、家庭、関係機関と連携して支援している。</p> | <p>○幼児児童生徒の障害者理解を促進するための実践を蓄積し、校内への普及・継承を進めている。</p> <p>○特別支援教育の視点を踏まえた学習指導・学級経営・生徒指導の実践を蓄積し、校内への普及・継承を進めている。</p> <p>○個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用、校内委員会や事例検討会の充実等に向け、中心的役割を果たしている。</p> |
| | <p>○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携した取組が必要であることを理解している。</p> <p>○特別支援教育におけるICT活用の意義を理解している。</p> | <p>○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携した取組に積極的に参画している。</p> <p>○支援機器を含むICTの基本的な活用方法を理解し、授業等でICTを積極的に活用している。</p> | <p>○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携する取組を企画し、推進している。</p> <p>○各教科等の学習の効果を高めるため、障害の状態や特性等にに応じてICTを効果的に活用している。</p> | <p>○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携する取組の主体的な参画について、教職員に働きかけるとともに、その内容の充実を努めている。</p> <p>○障害の状態や特性等にに応じてICTの効果的な活用について、他の教職員に適切な助言を行っている。</p> |
| 道徳、総合的な学習(探究)の時間、特別活動に関すること | <p>○学校における道徳教育の指導計画及び教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。</p> <p>○総合的な学習(探究)の時間の意義や役割について、教科を越えて必要となる資質能力の育成の観点から理解している。</p> <p>○特別活動の目標及び内容を理解している。</p> | <p>○学校における道徳教育の重要性を理解し、ねらいを明確にした道徳科の授業を行っている。(高等学校：教育活動全体で道徳教育に取り組んでいる。)</p> <p>○学習課題に対して、横断的・総合的な学習や探究的な学習を実践している。</p> <p>○特別活動の意義を理解し、児童生徒の主体的な活動となるよう積極的に指導を行っている。</p> | <p>○道徳科を要とし、教育活動全体を通じた道徳教育に取り組んでいる。</p> <p>○学習課題を学校や地域の実態に応じて設定し、横断的・総合的な学習や探究的な学習を実践している。</p> <p>○特別活動の意義を理解し、児童生徒がICT等を活用する適切な場面を設定しながら、自治的能力の育成を重視した指導を行っている。</p> | <p>○家庭や地域社会と連携した道徳教育を推進するとともに、他の教職員に対して適切な助言を行っている。</p> <p>○横断的・総合的な学習や探究的な学習を実践するとともに、他の教職員に対して適切な助言を行っている。</p> <p>○各学年、教科との関連、家庭や地域社会、異校種と連携した組織的な指導を計画的に進めるとともに、他の教職員に対して適切な助言を行っている。</p> |
| | <p>○学級経営の仕組み及び効果的な方法を理解している。</p> | <p>○学校教育目標や児童生徒の実態を踏まえ、学級(学年)集団の規律を維持し、計画的な活動を行っている。</p> | <p>○学校教育目標や児童生徒の実態を踏まえ、他の教職員と連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの能力を高め、積極的に学級(学年)経営を行っている。</p> | <p>○校内における学級(学年)経営の要として、他の教職員に対して適切な支援・助言を行っている。</p> |
| 校務分掌への取組 | <p>○校務分掌の仕組み及び必要性を理解している。</p> | <p>○担当する校務分掌について、他の分掌や全体との関わりの中で自己の役割を理解し、迅速かつ的確に処理している。</p> | <p>○校務分掌について、課題を把握し、工夫や改善をしながら、中核となって取り組んでいる。</p> | <p>○校務分掌間の調整を図りながら、積極的に取り組むとともに、他の教職員に対して適切な支援・助言を行っている。</p> |
| 組織的校務運営への参画 | <p>○学校運営に関して、組織的な対応の必要性を理解している。</p> <p>○児童生徒と向き合う時間を確保するためにも、ICT等を活用した効率的な業務遂行が必要であることを理解している。</p> <p>○教育課程の役割や機能、意義について理解している。</p> | <p>○学校運営に関して、自分の役割や強みを理解し、学校教育目標の達成に努めている。</p> <p>○教員として必要な知識・技能を高めるよう研鑽するとともに、他の教職員と協力し、限られた時間の中で最大限の効果をあげるよう努めている。</p> <p>○学習指導要領に従い、学校教育目標の達成に向けて、教育課程に基づいて児童生徒の実態に応じた指導に取り組んでいる。</p> | <p>○自校の状況や課題への対応について積極的に意見を述べ、課題解決や学校教育目標の達成に向けて組織的に行動している。</p> <p>○教職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができるよう、効率的・効果的な学校の指導・運営体制の構築に向け、具体的な提言をしている。</p> <p>○自校や地域の特色を生かした教育課程の編成に当たり、積極的に提言している。</p> | <p>○高い能力や専門性を発揮し、様々な校務を通して学校運営に積極的に参画している。</p> <p>○持続可能な学校の指導・運営体制の構築に参画するとともに、教職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現を呼びかけている。</p> <p>○自校や地域の特色を生かした教育課程の編成に積極的に参画している。</p> |
| 学校安全 | <p>○安全教育・安全管理に関わる基礎的な知識を身に付けている。</p> | <p>○安全教育・安全管理に関わる基礎的な知識を身に付けるとともに、学校内や通学路の危険を察知し、児童生徒の安全管理のために適切に対応している。</p> | <p>○安全教育・安全管理に関わる研修等を企画するとともに、教職員の安全管理(危機管理を含む)体制や学校安全計画・危機管理マニュアル等の点検・改善について提言している。</p> | <p>○学校を取り巻く危険について、家庭、地域、関係機関等との協力体制の構築に力をつけるとともに、安全管理(危機管理を含む)の状況等を常に把握し、緊急時においても適切に行動している。</p> |
| 家庭、地域、関係機関等との連携 | <p>○学校、家庭、地域との連携・協働の意義や学校運営協議会の仕組みを理解している。</p> <p>○「<u>地域学校協働活動</u>」について理解している。</p> | <p>○学校、家庭、地域との連携・協働の意義を理解し、学校運営協議会や家庭、地域と協働する取組に積極的に参加して、保護者や地域の方との信頼関係を築いている。</p> | <p>○学級課題の解決、教育目標の達成に向けて、学校支援・地域協働の取組の企画・立案など、学校運営に積極的に参加している。</p> <p>○地域連携担当教職員等と協力し、家庭、地域や関係機関等と連携・協働してコミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組の充実を努めている。</p> | <p>○これまでの実践や経験を生かして、学校運営協議会や家庭、地域と協働する取組など、学校運営に積極的に参画している。</p> <p>○地域連携担当教職員等への助言・支援や全教職員の主体的な参画について働きかけ、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組の一層の充実に努めている。</p> |
| 人材育成 | <p>○疑問や悩みを相談し、チームで対応する必要性を理解している。</p> | <p>○疑問や悩みを相談・共有しながら、自らの実践力を磨いている。</p> | <p>○互いの課題や悩みに気付き、支え合える環境をつくることに、経験の浅い教職員を積極的に支援している。</p> | <p>○人材育成の重要性を踏まえ、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境づくりに協力するとともに、若手、中堅の教職員に対して適切な支援・助言を行っている。</p> |
| 法令遵守 | <p>○教育公務員として求められる法令を理解し、教育に対する強い使命感や情熱をもっている。</p> | <p>○教育に対する強い使命感や情熱をもち、信頼関係に基づいて職務を遂行するとともに、法令を遵守し、不祥事の防止に努めている。</p> | <p>○学校運営の一翼を担い、高い倫理観と規範意識に基づいて法令遵守の重要性を他の教職員に助言している。</p> | <p>○高い危機管理意識をもって学校運営に積極的に参画し、法令遵守の重要性を教職員全体に指導するとともに、規範となっている。</p> |

山口県教員育成指標【養護教諭】

山口県では、教員に求められ、期待される資質能力を「山口県が求める教師像」に示しています。

山口県が求める教師像～未来を担う子どもたちにおなたの熱い情熱を！～

- ◎豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- ◎強い使命感と倫理観をもち続けることができる人
- ◎児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- ◎幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- ◎豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- ◎常に自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神のある人

「山口県が求める教師像」に示す資質能力は、教職生活を支える土台となるものであり、これらの資質能力をより確かなものとするために、教職生活全体を通じて充実・深化させていくことが大切です。

また、社会が急速に変化する中、本県教育の強みであるコミュニティ・スクールの仕組みを生かした「山口県の地域連携教育」や充実したICT環境を生かしながら、様々な教育課題に対応する意欲も求められています。

本指標は、「教職員人材育成基本方針」に示されたキャリアステージごとの役割と求められる資質能力に沿って、教員が高度専門職としての職責・経歴等に応じて身に付けるべき資質能力を具体化し、研修等を通じてその計画的・継続的な向上を図る際の目安を示したものです。

| キャリアステージ | | 採用時 | 若手【自立・向上期】 | 中堅【充実期】 | ベテラン【発展期】 |
|----------------------|---------------|--|---|---|---|
| 区分 | 項目 | | | | |
| | 求められる資質能力 | 山口県の掲げる教育目標を理解し、熱い情熱をもって教育活動を推進する意欲とチャレンジ精神をもっている。 | 教育に対する強い使命感や情熱をもち、学校に活力を与えるとともに、学習指導や生徒指導等を行う際に必要な基礎的な知識や技能を基盤とした実践的指導力を発揮している。 | 専門分野の力を伸ばすとともに、身に付けた高い専門性を生かし、ミドルリーダーとして学校運営の一翼を担っている。 | 高い能力や専門性を発揮し、学校における様々な校務等を通して、学校運営に積極的に参画したり、若手や中堅の教職員の人材育成に取り組んだりしながら、企画力・調整力を発揮している。 |
| 保健管理・保健教育・健康相談 | 保健管理 | ○児童生徒の実態の把握の必要性を認識している。 ○基本的な処置の仕方や健康診断の計画・立案、学校環境衛生基準に基づく検査の実施等、保健管理について理解し、健康情報の記録と管理のためのICT利用ができる。 | ○児童生徒の健康課題を早期に発見し、適切に対応している。 ○学校保健安全法を理解し、学校環境衛生活動や感染症予防等、適切な保健管理を行い、ICTを活用して効率よく健康情報の分析や評価ができる。 | ○児童生徒の健康課題の解決に向けて支援方法を立てるなど、組織的に対応している。 ○保健管理に関して、指導的な立場を果たしている。 ○支援機器を含むICTの基本的な活用方法を理解し、保健指導や健康相談等でICTを積極的に活用している。 | ○専門性を生かし、児童生徒の健康課題の解決に向けて、校内及び地域の関係機関と連携を図っている。 ○豊かな経験を生かして、学校保健に係る学校運営に参画している。 |
| | 保健教育 | ○アレルギー疾患やメンタルヘルスの問題等、現代的な健康課題について理解している。 | ○救急処置の技術を高めるとともに、医学的な情報や現代的な健康課題の傾向等を、教職員に的確に周知している。 | ○児童生徒の健康課題に迅速に対応できるように校内研修を企画するなど、教職員の資質能力向上に参画している。 | ○現代的な健康課題に適切に対応するため、常に新たな知識や技能を習得し、学校内・学校外で指導的立場を果たしている。 |
| | 健康相談 | ○学習指導要領を理解し、学校における保健教育の重要性を認識している。 | ○養護教諭の役割を理解した上で、学級担任、教科担任等と連携し、専門性を生かしながらICT等も活用して授業に参画している。 | ○児童生徒の実態や地域の特性を踏まえ、主体的・対話的で深い学びを促す指導及び信頼性の高い評価を行うとともに、それらの改善に努めている。 | ○児童生徒や地域の健康課題を踏まえ、主体的・対話的で深い学びを促す指導を進めるとともに、他の教職員に指導や助言を行っている。 |
| 児童生徒理解・教育相談・問題行動への対応 | 児童生徒理解 | ○児童生徒理解に関する基礎的な知識を身に付けている。 ○いつでもだれでも相談できる保健室の必要性を理解している。 | ○児童生徒一人ひとりの理解に基づく信頼関係づくりを進めるとともに、柔軟かつ適切に児童生徒への指導助言を行っている。 ○いつでもだれでも相談できる保健室環境を整え、児童生徒理解に努めている。 | ○的確な児童生徒理解に努めるとともに、児童生徒の自己指導能力を高め、主体的な行動を促すよう、保護者とも連携しながら、組織的な動きに積極的に参画している。 ○保健室だけでなく、あらゆる場面での児童生徒への声かけなどを通して日頃の状況把握に努めている。 | ○対象児童生徒の心身の状況を総合的に捉え、学校及び他校の関係機関との連携に係るコーディネーターの役割を果たしながら、継続した支援方針・支援方法を検討している。 ○保護者、関係機関と連携を図りながら、組織的・計画的に児童生徒の成長を促していくとともに、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 |
| | 教育相談（カウンセリング） | ○教育相談に関する基礎的な知識を身に付けている。 | ○教育相談に関する基礎的な知識・技能を身に付け、共感的理解等の大切さを理解し、必要に応じて医療機関と連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援をしている。 | ○教育相談に関する高い見識と専門性を活かし、医療機関やスクールカウンセラー等と連携して、児童生徒や周囲の状況を把握しながら対応している。 | ○あらゆる場面で児童生徒に適切に関わることができるように、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 |
| | 問題行動への対応 | ○生徒指導上の課題及び対応の視点を理解している。 ○いじめに対する基本的な知識を身に付け、いじめ防止の重要性を理解している。 | ○保健室の特性を活かして課題を把握し、他の教職員と連携・協働しながら解決に努めるとともに、児童生徒、保護者に対して丁寧に対応している。 ○いじめ防止等の基本的な方針を理解し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めるとともに、組織的な対応につなげている。 | ○他の教職員と連携・協働しながら、多角的に児童生徒を捉え、組織的な動きに参画するとともに、児童生徒、保護者との信頼関係に基づいて対応している。 ○組織的な対応の中で、養護をつかさどる立場として、いじめの根絶及び解決に向けた取組を推進している。 | ○保護者、関係機関との連携を図るとともに、他の教職員の抱える課題を共有し、助言や具体的方策の提案等を行っている。 ○いじめ防止等の基本的な方針や、いじめに係る組織的な対応の中で、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 |
| 人権教育・進路指導・キャリア教育 | 人権教育 | ○基本的人権の意義や理念について正しい理解と認識をもっている。 | ○基本的人権の意義や理念について正しい理解と認識をもち、児童生徒一人ひとりのよさや可能性を認め、人権尊重の視点に立って指導している。 | ○学校運営における自己の役割を踏まえ、学校や学年の課題を把握し、課題解決に向けて人権尊重の視点に立って取り組み、成果を得ている。 | ○人権が尊重された学校づくりを推進するため、校内推進体制の構築や家庭、地域との連携等において、人権尊重の視点に立って指導的な役割を果たしている。 |
| | 進路指導・キャリア教育 | ○教育課程における進路指導・キャリア教育の意義や目標を理解している。 | ○進路指導・キャリア教育に関する基礎的・基本的な知識を身に付けている。 | ○各種体験活動の充実や家庭、地域、産業界等との連携協力体制の強化に努めている。 | ○小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的な推進、学校の教育全体を通じた組織的・効果的な推進に積極的に参画している。 |

| キャリアステージ | | 採用時 | 若手【自立・向上期】 | 中堅【充実期】 | ベテラン【発展期】 |
|-------------|-----------------------------|--|--|---|---|
| NPO等の民間団体職員 | 特別支援教育 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の生理・病理に関する一般的な知識を身に付けようとしている。 ○特別支援教育やインクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供に関する考え方を理解している。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の多様な教育的ニーズを理解しようとしている。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保健指導等について、家庭や地域と連携する必要性を理解している。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒への保健指導等におけるICT活用の意義を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校に在籍している障害のある幼児児童生徒の生理・病理に関する基礎的な知識を身に付けている。 ○個別的教育支援計画や個別の指導計画に基づき、専門的立場から必要な支援や配慮を行っている。 ○幼児児童生徒の障害に関する保護者や担任からの健康相談等に真摯に対応し、その意見や事情を踏まえた支援や配慮を行っている。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保健指導等について、家庭や地域と連携する必要性を理解し、保護者や地域の方との信頼関係を築くよう努めている。 ○支援機器を含むICTの基本的な活用方法を理解し、保健指導等でICTを積極的に活用している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○疾病の状況や障害の特性に応じた支援の意向の実践を積極的に進めている。 ○個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成と評価において、専門的立場から意見を述べている。 ○幼児児童生徒の障害に関する健康相談の内容を校内で共有し、必要に応じて医療機関や保健機関と連絡・調整を図っている。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保健指導等について、専門性を生かし、家庭や地域との連携を築いている。 ○保健指導等の効果を高めるため、障害の状況や特性等に応じてICTを効果的に活用している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○疾病の状況や障害の特性に応じた支援の意向の実践を積極し、校内や家庭への普及を進めている。 ○個別的教育支援計画や個別の指導計画の活用、校内委員会の充実等による保健指導推進の中心的な役割を果たしている。 ○災害時等における障害のある幼児児童生徒への支援など、校内の安心安全な教育環境の構築について提案している。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の保健指導等について、専門性とこれまでの経験を生かし、家庭や地域との連携のもとに、地域ぐるみで幼児児童生徒の健康の保持・増進を推進に努めている。 ○保健指導等における障害の状況や特性等に応じてICTの効果的な活用について、実践を蓄積し、校内等への普及を図っている。 |
| | 道徳、総合的な学習(探究)の時間、特別活動に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ○学校における道徳教育の指導計画及び教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。 ○総合的な学習(探究)の時間の意義や役割について、教科を越えて必要となる資質能力の育成の観点から理解している。 ○特別活動の目標及び内容を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校における道徳教育の重要性を理解し、教育活動全体で、道徳教育に取り組んでいる。 ○総合的な学習(探究)の時間における健康に関わる学習課題について、横断的・探究的な学習となるよう学級担任等に情報提供している。 ○特別活動の意義を理解し、積極的に保健指導を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育活動全体を通じて、保健指導と道徳教育を関連付けて取り組んでいる。 ○目標の実現のためにふさわしい健康課題を学校の実態に応じて設定し、横断的・探究的な学習となるよう学級担任等と連携している。 ○特別活動と保健指導を関連付け、児童生徒の自治的能力の育成を重視した指導を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育活動全体との関連を図りながら、保健指導と道徳教育を関連付けた指導計画の作成・見直しを行っている。 ○健康課題の解決に向けて、横断的・探究的な学習を展開するとともに、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 ○各学年、教科との関連、家庭や地域社会、異校種と連携した組織的な指導を計画的に進めるとともに、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 |
| 公立小学校教員 | 校務分掌への取組 | ○校務分掌の仕組み及び必要性を理解している。 | ○担当する校務分掌について、他の分掌や全体との関わりの中で自己の役割を理解し、迅速かつ的確に処理している。 | ○校務分掌について、課題を把握し、工夫や改善をしながら、中核となって取り組んでいる。 | ○校務分掌間の調整を図りながら、積極的に取り組むとともに、他の教職員に対して適切な支援・助言を行っている。 |
| | 保健室経営 | ○保健室経営の概念を知り、学校教育目標や学校保健目標などを受け、保健室経営計画を立てる方法を身に付けている。 | ○学校や児童生徒の実態に即した保健室経営計画を立て、学校保健推進のセンター的役割を果たすよう取り組んでいる。 | ○看護教諭の職務や保健室の機能を考慮し、学校保健推進のセンター的役割を果たす保健室経営において達成すべき目標を立て、計画的・組織的に保健室を経営している。 | ○学校保健推進のセンター的役割を果たす保健室経営を行い、子ども健康づくりを効果的に推進する中心的役割を担うとともに、経営の改善を図っている。 |
| | 組織的校務運営への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営に関して、学校保健の推進に向けた組織的な対応の必要性を理解している。 ○児童生徒と向き合う時間を確保するためにも、ICT等を活用した効率的な業務遂行が必要であることを理解している。 ○教育課程の役割や機能、意義について理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営に関して、学校保健の推進に向けた自分の役割や強みを理解し、学校教育目標の達成に努めている。 ○教員として必要な知識・技能を高めるよう研鑽するとともに、他の教職員と協力し、限られた時間の中で最大限の効果をあげるよう努めている。 ○学習指導要領に従い、学校教育目標の達成に向けて、教育課程に基づいて児童生徒の実態に応じた指導に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自校の児童生徒の健康課題やその解決に向けた方策について積極的に意見を述べ、学校教育目標の達成に向けて組織的に行動している。 ○教職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができるよう、効率的・効果的な学校の指導・運営体制の構築に向け、具体的な提言をしている。 ○自校や地域の特色を生かした教育課程の編成に当たり、積極的に提言している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上で高い能力や専門性を発揮するとともに、様々な校務を通して学校運営に積極的に参画している。 ○持続可能な学校の指導・運営体制の構築に参画するとともに、教職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現を呼びかけている。 ○自校や地域の特色を生かした教育課程の編成に参画している。 |
| | 学校安全 | ○安全教育・安全管理に関わる基礎的な知識を身に付けている。 | ○安全教育・安全管理に関する基礎的な知識を身に付けるとともに、学校内や通学路の危険を察知し、児童生徒の安全管理のために適切に対応している。 | ○安全教育・安全管理に関わる研修等を企画するとともに、教職員の安全管理(危機管理を含む)体制や学校安全計画・危機管理マニュアル等の点検・改善について提言している。 | ○学校を取り巻く危険について、家庭、地域、関係機関等との協力の体制の構築に参画するとともに、安全管理(危機管理を含む)の状況を常に把握して、緊急時においても適切に行動している。 |
| | 家庭、地域、関係機関等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域の連携・協働の意義や学校運営協議会の仕組みを理解している。 ○「地域学校協働活動」について理解している。 | ○学校、家庭、地域の連携・協働の意義を理解し、学校運営協議会や家庭、地域と協働する取組に積極的に参加して、保護者や地域の方との信頼関係を築いている。 | ○学校課題の解決、教育目標の達成に向けて、専門性を生かし、学校支援・地域貢献の取組の企画・立案など、学校運営に積極的に参加している。 | ○これまでの実践や経験を生かして、学校運営協議会や家庭、地域と協働する取組など、学校運営に積極的に参画している。 |
| | 人材育成 | ○疑問や悩みを相談し、チームで対応する必要性を理解している。 | ○疑問や悩みを相談・共有しながら、自らの実践力を磨いている。 | ○互いの課題や悩みを聞き、支え合える環境をつくることとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援している。 | ○人材育成の重要性を踏まえ、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境づくりに協力するとともに、若手、中堅の教職員に対して適切な支援・助言を行っている。 |
| | 法令遵守 | ○教育公務員として求められる法令を理解し、教育に対する強い使命感や情熱をもってしている。 | ○教育に対する強い使命感や情熱をもち、信頼関係に基づいて職務を遂行するとともに、法令を遵守し、不祥事の防止に努めている。 | ○学校運営の一翼を担い、高い倫理観と規範意識に基づいて法令遵守の重要性を他の教職員に助言している。 | ○高い危機管理意識をもって学校運営に積極的に参画し、法令遵守の重要性を教職員全体に指導するとともに、規範となっている。 |

山口県教育育成指標【栄養教諭】

山口県では、教員に求められ、期待される資質能力を「山口県が求める教師像」に示しています。

山口県が求める教師像～未来を担う子どもたちにあなただけの熱い情熱を！～

- ◎豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- ◎強い使命感と倫理観をもち樹立することができる人
- ◎児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- ◎幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- ◎豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- ◎常に自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神のある人

「山口県が求める教師像」に示す資質能力は、教職生活を支える土台となるものであり、これらの資質能力をより確かなものとするために、教職生活全体を通じて充実・深化させていくことが大切です。

また、社会が急速に変化する中、本県教育の強みであるコミュニティ・スクールの仕組みを生かした「山口県の地域連携教育」や充実したICT環境を生かしながら、様々な教育課題に対応する方も求められています。

本指標は、「教職員人材育成基本方針」に示されたキャリアステージごとの役割と求められる資質能力に沿って、教員が高度専門職としての職責・経歴等に応じて身に付けるべき資質能力を具体化し、研修等を通じてその計画的・継続的な向上を図る際の目安を示したものです。

| キャリアステージ | | 採用時 | 若手【自立・向上期】 | 中堅【充実期】 | ベテラン【発展期】 |
|-----------|---------------|--|--|--|---|
| | 求められる資質能力 | 山口県の掲げる教育目標を理解し、熱い情熱をもって教育活動を推進する意欲とチャレンジ精神をもっている。 | 教育に対する強い使命感や情熱をもち、学校に活力を与えるとともに、学習指導や生徒指導等を行う際に必要な基礎的な知識や技能を基盤とした実践的指導力を発揮している。 | 専門分野の力を伸ばすとともに、身につけた高い専門性を生かし、ミドルリーダーとして学校運営の一翼を担っている。 | 高い能力や専門性を発揮し、学校における様々な校務等を通して、学校運営に積極的に参画したり、若手や中堅の教職員の人材育成に取り組んだりしながら、企画力・調整力を発揮している。 |
| 区分 | 項目 | | | | |
| | 食に関する指導 | ○児童生徒の実態を踏まえた食に関する指導の重要性を理解している。 | ○児童生徒の実態を把握し、食に関する指導の全体計画に沿って、各教科等や給食部等の指導を行ったり、他の教職員に資料提供を行ったりしている。 ○学校給食を教材とし、ICTも活用した指導を行っている。 | ○食に関する指導の全体計画の見直しを行うとともに、保護者、地域等と連携しながら、食に関する指導を行っている。 ○他の教職員が行う食に関する指導に、学校給食やICTの活用について助言を行っている。 | ○食育の推進体制の整備に参画し、学校全体で行う食に関する指導に積極的に関わり、同時に、他の教職員に対して専門性を生かした指導や助言を行っている。 ○学校、家庭、地域の食育推進に積極的に関わっている。 |
| 生涯学習・生涯教育 | 児童生徒理解 | ○児童生徒理解に関する基礎的な知識を身に付けている。 | ○児童生徒一人ひとりの理解に基づき信頼関係づくりを進めるとともに、食の専門家として、柔軟かつ適切に児童生徒への指導助言を行っている。 | ○的確な児童生徒理解に努めるとともに、児童生徒の自己指導能力を高め、主体的な行動を促すよう、保護者とも連携しながら、組織的な動きの中で対応している。 | ○組織的・計画的に児童生徒への指導・支援を進めるための中・長期的ビジョンを理解し、他の教職員と連携した対応をしている。 |
| | 教育相談（カウンセリング） | ○教育相談に関する基礎的な知識を身に付けている。 | ○教育相談に関する基礎的な知識・技能を身に付け、食に関する専門的な知識を生かして、児童生徒一人ひとりに応じた指導・支援をしている。 | ○児童生徒や児童生徒を取り巻く周囲の状況を把握しながら、他の教職員や学校医等の関係者と連携して、食に関する個別の相談指導を行っている。 | ○児童生徒の食に関する個別の課題に対して適切に関わることができるように、他の教職員や学校医等の関係者と連携した対応をしている。 |
| | 問題行動への対応 | ○生徒指導上の課題及び対応の視点を理解している。 ○いじめに対する基本的な知識を身に付け、いじめ防止の重要性を理解している。 | ○課題を把握し、他の教職員と連携・協働しながら解決に努めるとともに、児童生徒、保護者に対して丁寧に対応している。 ○いじめ防止等の基本的な方針を理解し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めるとともに、組織的な対応につなげている。 | ○他の教職員と連携・協働しながら、児童生徒、保護者との信頼関係に基づいた対応をしている。 ○組織的な対応の中で、食の指導及び管理をつかさどる立場として、いじめの根絶及び解決に向けた取組を推進している。 | ○保護者、関係機関との連携を図るとともに、他の教職員の抱える課題を共有し、助言や具体的方策の提案等を行っている。 ○いじめ防止等の基本的な方針や、いじめに係る組織的な対応の中で、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 |
| 生涯学習・生涯教育 | 人権教育 | ○基本的人権の意義や理念について正しい理解と認識をもっている。 | ○基本的人権の意義や理念について正しい理解と認識をもち、児童生徒一人ひとりのよさや可能性を認め、人権尊重の視点に立って指導している。 | ○学校運営における自己の役割を踏まえ、学校や学年の課題を把握し、課題解決に向けて人権尊重の視点に立って取り組み、成果を得ている。 | ○人権が尊重された学校づくりのため、校内推進体制の構築や家庭、地域との連携等、組織的な取組に積極的に参画している。 |
| | 進路指導・キャリア教育 | ○教育課程における進路指導・キャリア教育の意義や目標を理解している。 | ○進路指導・キャリア教育に関する基礎的・基本的な知識を身に付けている。 | ○各種体験活動の充実や家庭、地域、産業界等との連携協力体制の構築に積極的に協力している。 | ○小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的な推進、学校の教育全体を通じた組織的・効果的な推進に主体的に取り組んでいる。 |
| | 特別支援教育 | ○特別支援教育やインクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供に関する考え方を理解している。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の多様な教育的ニーズを理解しようとしている。 ○幼児児童生徒一人ひとりの状態等に応じた食に関する指導を実践しようとしている。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の食に関する指導等について、家庭や地域と連携する必要性を理解している。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒への食に関する指導等におけるICT活用の意義について理解している。 | ○障害等による肥満、偏食、食物アレルギー、禁止食材など、幼児児童生徒の食に関する実態を把握している。 ○個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、専門的立場から必要な支援や配慮を行っている。 ○幼児児童生徒の障害に関する保護者や教職員からの栄養相談等に真摯に対応し、その意見や事情を踏まえた献立や食事形態、食器等を検討している。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の食に関する指導等について、家庭や地域と連携する必要性を理解し、保護者や地域の方との信頼関係を築くよう努めている。 ○支援機器を含むICTの基本的な活用方法を理解し、食に関する指導等でICTを活用している。 | ○障害の特性や発達の段階に応じた個別の食に関する指導を積極的に進めている。 ○個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と評価において、専門的立場から意見を述べている。 ○幼児児童生徒の障害に関する栄養相談の内容を校内で共有し、必要に応じて保健機関等との連絡・調整を図っている。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の食に関する指導等について、専門性を生かし、家庭や地域との連携を深めている。 ○食に対する指導等の効果を高めるため、障害の状態や特性等に応じてICTを効果的に活用している。 | ○障害の特性や発達の段階に応じた支援や配慮の実践を蓄積し、校内や家庭への普及を進めている。 ○個別の教育支援計画等の活用や校内委員会に積極的に参画し、一人ひとりを大切にした食に関する指導の中心的な役割を果たしている。 ○幼児児童生徒の障害に応じた食に関する指導が適切に行われるよう、推進体制づくりに参画している。 ○障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の食に関する指導等について、専門性とこれまでの経験を生かし、家庭や地域との連携のもと、地やくくまで幼児児童生徒の健康の采育を推進に努めている。 ○食に関する指導等における障害の状態や特性等に応じたICTの効果的な活用について実践を蓄積し、校内等への普及を図っている。 |

| キャリアステージ | 採用時 | 若手【自立・向上期】 | 中堅【充実期】 | ベテラン【発展期】 |
|-----------------|--|---|--|---|
| そのほか「教育活動」欄から | <p>道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校における道徳教育の指導計画及び教育活動全体を通じて指導の必要性を理解している。 ○総合的な学習（探究）の時間の意義や役割について、教科を越えて必要となる資質能力の育成の観点から理解している。 ○特別活動の目標及び内容を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校における道徳教育の重要性を理解し、道徳科の授業における食に関する指導に参加したり、資料提供を行ったりしている。 ○食に関する指導の目標を理解し、総合的な学習（探究）の時間における食に関する指導に積極的に関わっている。 ○特別活動の意義を理解し、積極的に学級活動や給食時間に食に関する指導を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育活動全体を通じて食育と道徳教育を関連付けて、食に関する指導に取り組んでいる。 ○総合的な学習（探究）の時間における食に関する指導において、学習課題の解決に向けて、適切な人材や団体等を紹介したり、連携・調整を行ったりしている。 ○特別活動と食に関する指導を関連付け、児童生徒の自治的能力の育成を重視した学級活動や給食時間の指導を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○食育と道徳教育を関連付けた指導計画の作成・見直しを行っている。 ○総合的な学習（探究）の時間と食に関する指導を関連付け、指導計画の作成・見直しを行っている。 ○各学年、教科との関連、家庭や地域社会、異校種と連携した組織的な指導を計画的に進めることともに、他の教職員に対して適切な助言を行っている。 |
| 校務分掌への取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○校務分掌の仕組み及び必要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○担当する校務分掌について、他の分掌や全体との関わりの中で自己の役割を理解し、迅速かつ的確に処理をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○校務分掌について、課題を把握し、工夫や改善をしながら、中核となって取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○校務分掌間の調整を図りながら、担当する分掌について積極的に取り組むとともに、他の教職員に対して適切な支援・助言を行っている。 |
| 給食管理（栄養管理、衛生管理） | <ul style="list-style-type: none"> ○給食の提供に係る栄養管理の重要性を理解している。 ○食物アレルギー等の個別対応の重要性を理解している。 ○学校給食の衛生管理の重要性について理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校給食実施基準を踏まえた給食を提供している。 ○担任や養護教諭と情報を共有し、食物アレルギー等の個別対応に取り組んでいる。 ○学校給食衛生管理基準を正しく理解し、調理従事者や施設・設備の衛生の日常管理を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態に応じた栄養管理を行い、教科等における食に関する指導と関連した給食を提供している。 ○関係職員や家庭と連携し、専門性を生かして食物アレルギー等の個に応じたきめ細かな対応を行っている。 ○安全・安心な給食の提供に向けて、衛生管理責任者として、調理従事者への指導・助言を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○栄養管理について児童生徒、保護者、教職員等に対して指導的役割を果たし、「生きた教材」として活用できる魅力ある給食を計画的に提供している。 ○食物アレルギー等の個別対応について校内で情報を共有し、専門的な立場から教職員へ適切な助言を行っている。 ○安全・安心な給食の提供に向けて、管理職・教職員との連携・調整を図っている。 |
| 組織的・学校運営への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営に関して、組織的な対応の必要性を理解している。 ○児童生徒と向き合う時間を確保するためにも、ICT等を活用した効率的な業務遂行が必要であることを理解している。 ○教育課程の役割や機能、意義について理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営に関して、自分の役割や強みを理解し、学校教育目標の達成に努めている。 ○教員として必要な知識・技能を高めるよう研鑽するとともに、他の教職員と協力し、限られた時間の中で最大限の効果をあげるよう努めている。 ○学習指導要領に従い、学校教育目標の達成に向けて、教育課程に基づいて児童生徒の実態に応じた指導に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自校の状況や課題への対応について積極的に意見を述べ、課題解決や学校教育目標の達成に向けて組織的に行動している。 ○教職員が健康でいきいきとやりがいをもって働くことができるよう、効率的・効果的な学校の指導・運営体制の構築に向け、具体的な提言をしている。 ○自校や地域の特色を生かした教育課程の編成に当たり、積極的に提言している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○高い能力や専門性を発揮し、様々な校務を通して学校運営に積極的に参画している。 ○持続可能な学校の指導・運営体制の構築に参画するとともに、教職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現を呼びかけている。 ○自校や地域の特色を生かした教育課程の編成に参画している。 |
| 学校安全 | <ul style="list-style-type: none"> ○食の安全に関する教育・管理の基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○食の安全に関する教育・管理の基礎的な知識を身に付けるとともに、主として食に関する危険を察知し、児童生徒の安全管理のために適切に対応している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○主として食の安全に関する研修等を企画するとともに、教職員の安全管理（危機管理を含む）体制や学校安全計画・危機管理マニュアル等の点検・改善について提言している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校を取り巻く危険について、家庭、地域、関係機関等との協力体制の構築に参画するとともに、安全管理（危機管理を含む）の状況を常に把握して、緊急時においても適切に行動している。 |
| 家庭、地域、関係機関等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域の連携・協働の意義や学校運営協議会の仕組みを理解している。 ○「<u>地域学校協働活動</u>」について理解している。 ○学校における食育の充実に向けて、家庭、地域の情報収集に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域の連携・協働の意義を理解し、学校運営協議会や家庭、地域と協働する取組に積極的に参加して、保護者や地域の方との信頼関係を築いている。 ○学校における食育の充実に向けて、家庭、地域に向けて、学校給食及び食育に係る情報発信を積極的に行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校課題の解決、教育目標の達成に向けて、専門性を生かし、学校支援・地域貢献の取組の企画・立案など、学校運営に積極的に参加している。 ○地域連携担当教職員等と協力し、家庭、地域や関係機関等と連携・協働してコミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組の充実を努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの実践や経験を生かして、学校運営協議会や家庭、地域と協働する取組など、学校運営に積極的に参画している。 ○地域連携担当教職員等への助言・支援や全教職員の主体的な参画について働きかけ、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組の一層の充実を努めている。 |
| 人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○疑問や悩みを相談し、チームで対応する必要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○疑問や悩みを相談・共有しながら、自らの実践力を磨いている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○互いの課題や悩みに気付き、支え合える環境をつくるとともに、経験の多い教職員を積極的に支援している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○人材育成の重要性を踏まえ、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境づくりに協力するとともに、若手、中堅の教職員に対して適切な支援・助言を行っている。 |
| 法令遵守 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育公務員として求められる法令を理解し、教育に対する強い使命感や情熱をもっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育に対する強い使命感や情熱をもち、信頼関係に基づいて職務を遂行するとともに、法令を遵守し、不祥事の防止に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営の一翼を担い、高い倫理観と規範意識に基づいて法令遵守の重要性を他の教職員に助言している。 | <ul style="list-style-type: none"> ○高い危機管理意識をもって学校運営に積極的に参画し、法令遵守の重要性を教職員全体に指導するとともに、模範となっている。 |

山口県教員育成指標【管理職】

山口県では、教員に求められ、期待される資質能力を「山口県が求める教師像」に示しています。

山口県が求める教師像～未来を担う子どもたちにあなたの熱い情熱を！～

- ◎豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- ◎強い使命感と倫理観をもち続けることができる人
- ◎児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- ◎幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- ◎豊かな社会性を持ち、幅広いコミュニケーションができる人
- ◎常に自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神のある人

「山口県が求める教師像」に示す資質能力は、教職生活を支える土台となるものであり、これらの資質能力をより確かなものとするために、教職生活全体を通じて充実・深化させていくことが大切です。
 また、社会が急速に変化する中、本県教育の強みであるコミュニティ・スクールの仕組みを生かした「山口県の地域連携教育」や充実したICT環境を生かしながら、様々な教育課題に対応する力も求められています。
 本指標は、「教職員人材育成基本方針」に示されたキャリアステージごとの役割と求められる資質能力に沿って、教員が高度専門職としての職責、経験等に応じて身に付けるべき資質能力を具体化し、研修等を通じてその計画的・継続的な向上を図る際の目安を示したものです。

| 区分・項目 | 職 | 教頭・部主事 | 校長・副校長 |
|---------------|--|--|---|
| 求められる資質能力 | | 国や県、市町の動向を踏まえ、学校の状況、教育課題や地域の期待的確に把握した上で、高い教育的見識や揺るぎない使命感とともに学校運営に係る明確かつ具体的なビジョンをもち、学校課題の解決、学校教育目標の達成に向けて、マネジメント能力を発揮している。 コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、家庭や地域と一層連携・協働することにより、学校運営・学校支援・地域貢献の取組を充実させ、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりに努めている。 | 校長としての強い使命感をもち、国の動向を踏まえた上で山口県の教育目標と達成の視点を全教職員に意識させるとともに、専門的知識や経験に基づき、学校の課題解決に向けてPDCAサイクルを十分に機能させている。 教育に関する法令等を深く理解し、関係法令等を遵守するとともに、所属職員全体に高い倫理観を定着させている。 |
| 児童生徒の学びの支援 | 知識・識見 | ○山口県の教育目標と達成の視点を全教職員に意識させるとともに、データに基づき課題の把握を行い、課題解決に向けて取組体制を整えている。 ○教育に関する法令等を深く理解し、関係法令等を遵守するとともに、所属職員全体の範となる高い倫理観を保ち、職責の遂行に全力を傾注している。 | ○校長としての強い使命感をもち、国の動向を踏まえた上で山口県の教育目標と達成の視点を全教職員に意識させるとともに、専門的知識や経験に基づき、学校の課題解決に向けてPDCAサイクルを十分に機能させている。 ○教育に関する法令等を深く理解し、関係法令等を遵守するとともに、所属職員全体に高い倫理観を定着させている。 |
| | 組織運営力 | ○PDCAサイクルを機能させ、課題解決の取組について教職員と協働して学校組織としての取組を改善している。 | ○学校内外の状況を踏まえ、学校組織として成果をあげられるよう、教頭や事務職員、中堅、ベテラン教職員の取組を支援し、学校組織の動きに加え、保護者・地域の動きをつくり出している。 |
| | コミュニケーション力 | ○教職員それぞれの立場や職務への姿勢、感じている課題等、個々の状況をとらえ、「教示」「協得」「参加」「委任」など、状況に対応した効果的な動きかけを行っている。 ○教育活動の推進に当たり、関係機関等との連携・折衝を適切に行い、組織としての対応を円滑に進める要となっている。 | ○観察等によって得られる情報や教頭及び各主任等を通じて得られる情報をもとに教職員個々の状況をとらえ、適切に指導・助言を行っている。 ○学校とつながる様々な人や機関に対して、それぞれの立場や考え方を尊重しながら適切な関係づくりを行っている。 |
| | 危機管理能力 | ○「児童生徒に関すること」「教職員に関すること」「火災・自然災害等に関すること」等の学校危機を具体的に予測し、未然防止に努めるとともに、危機が発生した際の迅速・的確な組織的対応の動きをつくり出している。 | ○「学校危機」とは、学校の教育目標の達成を阻害する最大の要因であることを十分に認識し、学校安全計画・危機管理マニュアル等の検証・改善を図るとともに、未然防止や危機が発生した際の迅速・的確な組織的対応を可能にする体制を構築している。 |
| 学校運営の向上 | 組織的な運営体制づくり | ○学校教育目標を全教職員と共有し、教職員一人ひとりの役割・責務を明確にしなが、目標達成に向けた組織運営を進めている。 ○外部の専門家や専門機関を活用した、課題への効果的な対応を促している。 | ○学校教育目標を明確にし、「報告」「連絡」「相談」を徹底させながら、教職員一人ひとりの適性や能力を生かした協働・協力体制を構築している。 ○課題に応じて外部の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化している。 |
| | ビジョンの構築・具現化 | ○校長の示した教育ビジョンの具現化に向けて方策や計画を立案するとともに、全教職員に周知し、取組の方向を明確にしている。 ○教育課程の実施に当たり、各分掌等の動きの進捗を管理するとともに、検証のために必要な状況把握を行っている。 | ○児童生徒や学校、地域の実態等を把握した上で教育ビジョンを構想し、すべての教職員、児童生徒、保護者、地域住民等と共有している。 ○自ら示したビジョンの具現化に向け、適切な教育課程を編成しその実施に必要な人的・物的な体制を確保するとともに、組織的な取組体制を構築している。 ○教育課程の実施状況の評価を踏まえて改善を図り、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上に取り組むとともに、ビジョンを検証し、見直しを図っている。 ○学校の経営状況や児童生徒の教育・学習活動について、ICTを活用するなどして、積極的に発信している。 |
| | 家庭、地域、関係機関等との連携 | ○学校課題の解決、教育目標の達成に向けて、地域連携担当教職員やコーディネーター等を有効に機能させ、全教職員がコミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組を主体的に進める体制づくりを推進している。 ○保護者や地域、関係団体等の意見や要望の把握、調整及び学校からの情報発信を行いながら、学校、家庭、地域の連携・協働体制を強化し、学校運営・学校支援・地域貢献の充実を図っている。 | ○学校課題や教育ビジョンを地域と共有するとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、多数の保護者や地域住民の参画による連携・協働体制、またその取組の情報発信を強化し、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを推進し、組織的・継続的に学校運営の充実及び改善を図っている。 |
| | 学校安全 | ○学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協働して取り組む安全教育・安全管理（危機管理を含む）の推進体制を構築している。 ○学校安全計画・危機管理マニュアル等の検証・見直しに取り組んでいる。 | ○学校、家庭、地域、関係機関等が、連携・協働して取り組む安全教育・安全管理（危機管理を含む）の推進体制について、常に検証・改善の視点をもって取り組んでいる。 ○学校安全計画・危機管理マニュアル等の検証・見直しを図っている。 |
| 会計管理 | ○校長、事務職員と連携し、学校組織として会計等の管理が適切にできているかについて定期的に確認し合う体制づくりを行っている。 | ○会計責任者として学校事務の業務に積極的に関わっている。 ○教頭及び事務職員と連携し、教職員に学校の運営費の重要性を示し、学校全体で財源を効果的に活用する意識付けをしている。 | |
| 学校施設・設備の活用・管理 | ○関係分掌主任に働きかけ、学校施設・設備の問題箇所等に係る情報を共有し、スピード感をもって対応する体制づくりを行っている。 ○現有の施設・設備を有効活用するよう教職員に働きかけている。 | ○教職員と児童生徒が安全な環境のもとで教育・学習活動に取り組めるよう、学校施設・設備についての管理体制を整備するとともに、地域の公立施設としての管理を徹底している。 | |
| 学校評価 | ○外部アンケートの結果から得られる成果や課題を分析・整理し、自己評価や学校関係者評価の充実を図り、課題解決に向けて地域や関係者等との連携を推進している。 | ○自己評価や学校関係者評価の充実により、PDCAサイクルに基づいた目標管理型の学校評価を推進し、学校運営の活性化を図っている。 | |
| 業務改善 | ○業務改善目標や取組方針を理解し、業務の効率化・最適化に向けてICTを積極的に活用するなど校内体制の改善・充実を図り、業務改善を推進している。 ○自らが率先してICTを活用した業務の効率化に取り組んでいる。 | ○所属教職員の勤務状況等を踏まえ、業務改善目標や取組方針を示すとともに、業務の効率化・最適化に向けた校内体制の構築により、業務改善を推進し、教育活動の充実を図っている。 ○ICTを積極的に活用した業務の効率化を進めている。 | |

| 区分・項目 | 職 | 教頭・部主事 | 校長・副校長 |
|----------------|-----------------|---|---|
| 学校教育の推進(推進)部門 | 人権教育 | ○人権尊重の視点に立ち、全体計画や年間指導計画等に基づき、日常的に教育活動の点検・評価を行い、教職員に適切な指導・助言を行うこと等を通して、推進体制の充実を図っている。 | ○「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に基づき、人権が尊重された学校づくりを推進するために、児童生徒や地域社会の実情等を踏まえ、学校としての明確な方針を示すとともに、教職員の指導力の向上を図るための研修を適宜実施している。 |
| | 学力向上 | ○学力向上に関する取組方針について、各学年、各教科及び校務分掌間で共通認識できるような体制を構築し、自らがリーダーシップを発揮して学力向上の取組を推進している。 ○各教科におけるICTの積極的な活用を教職員に働きかけている。 | ○児童生徒や学校、地域の実態に応じて、学力向上の取組方針を明確に示すとともに、各学年、各教科及び校務分掌等が組織的かつ計画的に取組を進めることができるよう校内体制の構築を図っている。 ○学力向上につながるICT活用の推進を組織的に行っている。 |
| | 生徒指導 教育相談 | ○生徒指導の取組方針や「いじめ防止基本方針」に基づき、教職員へ適切な指導・助言を行うとともに、生徒指導・教育相談担当教職員や家庭との連携を密にして、自己指導能力を高めるための体系的生徒指導及び信頼感に基づいた教育相談活動の組織的な取組を推進している。 | ○家庭、地域、関係機関等との連携を密にして、心の教育の基盤となる開発的生徒指導の取組方針を明確に示すとともに、「いじめ防止基本方針」の検証・見直しを図り、問題行動や不登校の未然防止と、いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を推進している。 |
| | 健康管理 体力向上 | ○児童生徒や学校、地域の実態等に応じて、学校における健康管理及び体力向上に向けた教育ビジョン等を校長へ進言するとともに、教職員等へ適切な指示・指導・助言等を行い、効果的・効率的な取組の検証・改善を図っている。 | ○児童生徒や学校、地域の実態等に応じて、学校における健康管理及び体力向上に向けた教育ビジョン等を策定するとともに、家庭や地域と連携し、効果的・効率的な取組の検証・改善を図っている。 |
| | 進路指導・ キャリア教育 | ○全教職員の共通理解のもと、学校教育活動全体を通じた計画的なキャリア教育を推進している。 ○地産産業や地域社会と連携を図るため、関係者との意思疎通に努めている。 | ○児童生徒や学校、地域の実態に応じて、キャリア教育の目標を定め、全教職員の共通理解と協力体制を構築して目標の実現に向けて取り組んでいる。 |
| | 特別支援教育 | ○特別支援教育の理念や制度、インクルーシブ教育システム構築や合理的配慮提供の考え方等についての認識を深め、全教職員の理解を促進している。 ○校内コーディネーターと連携しつつ、自らがリーダーシップを発揮し、校内委員会の計画的な実施と組織的な支援、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用、保護者や関係機関等との連絡調整、進級・進学時における情報の引継ぎの管理を行っている。 ○学校、家庭、地域等が一体となって、障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒の「自立」と「生きる力」を育成することについて、全教職員の理解を促進し、地域連携教育の取組に参画する体制づくりに努めている。 ○児童生徒の障害の状態等に応じたICT活用の意義について認識を深めるとともに、個に応じたICT活用が効果的に行われるよう、教職員への情報提供や適切な指導・助言を行っている。 | ○特別支援教育実施の責任者として、特別支援教育や障害に関する認識を常に新たにし、特別支援教育を学校経営の柱に位置付けている。 ○自らがリーダーシップを発揮し、校内委員会の充実、校内コーディネーターの育成、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用と管理、教職員の専門性向上、保護者や関係機関等との連携、障害者理解の促進、進学時における情報の適切な引継ぎ等の徹底を図っている。 ○学校、家庭、地域等が一体となって、共生社会の実現に向けて、障害及び障害者への理解を促進することを認識し、コミュニティ・スクールの仕組みを生かしてインクルーシブ教育システムの推進に努めている。 ○児童生徒の障害の状態等に応じたICT活用が組織的に行われるよう、校内研修の実施やリーダーとなる教員の育成など、体制の整備を図っている。 |
| 教職員の人材育成(開発)部門 | 教職員理解 | ○日常のコミュニケーションを大切に、個々の勤務状況等を確認しながら不安や悩みを傾聴するなど、教職員の心身の健康に対してきめ細かな配慮をしている。 ○教職員一人ひとりのよさと課題を把握し、個々の教職員の課題意識やキャリアビジョン等について適切に助言している。 | ○個々の勤務状況や健康診断結果、日常のコミュニケーション等を通して教職員の心身の健康状態を自ら把握するとともに、不安や悩みを傾聴して教職員の健康維持に努めている。 ○教職員一人ひとりのよさと課題を踏まえ、個々の教職員の課題意識やキャリアビジョン等について十分に理解し、支援している。 |
| | 教職員評価 | ○校長と連携し、教職員の職務遂行状況を適切に把握し、公平性・透明性・納得性の高い評価を実現することで、当該教職員の意欲の向上と学校の活性化を図っている。 | ○教頭等と連携し、公平性・透明性・納得性の高い教職員評価を実現し、教職員の意欲の向上と学校の活性化を図るとともに、評価においてよさと課題を明確にし、人材育成を図っている。 |
| | 教職員研修 | ○教職員評価や授業評価等の仕組みを生かし、教職員のニーズをとらえた上で研修主任等と連携しながら、教職員一人ひとりが主体的に取り組む研修を実施するとともに、研修成果の共有を図っている。 | ○教職員のキャリアステージを踏まえ、教頭や研修主任等に働きかけ、学校の課題解決及び教職員の資質能力の向上を効果的に図ることができる研修の企画・運営について、的確に指示を与えている。 |
| | 人事管理 | ○教職員一人ひとりのキャリアや職務能力、業務内容・業務量を的確に把握し、それぞれのよさと課題、キャリアビジョンを踏まえ、校長を中心とした学校組織のマネジメント力の強化を図るため、校内人事について提言している。 | ○教職員一人ひとりのキャリアや職務能力、業務内容・業務量を的確に把握し、それぞれのよさと課題、キャリアビジョンを踏まえた上で、その能力を最大限に生かし、学校組織全体としての総合力が高まる校内人事を行っている。 ○長期的な展望をもち、校内状況を勘案しつつ全体的視野に立ち、適材適所となる人事異動を進めている。 |
| | 服務監督 綱紀保持 | ○所属職員の服務規律の確保と綱紀の保持に向け、校内研修の充実を図るとともに、教職員個々の状態を把握し、適切に指導・助言を行っている。 | ○所属職員を監督する立場としての自覚と知見、情熱をもち、校内組織・体制を確立し、職員全体の服務規律と綱紀の保持を図っている。 |

令和4年度(2022年度)山口県立学校職員(船員)採用候補者
選考試験の選考結果について

教職員課

通信長については、志願者2人のうち、1人が受験し、選考の結果、1人を採用候補者名簿の登載予定者としました。

倍率は、1倍となりました。

選考職種、志願者数、受験者数、名簿登載予定者数、受験倍率は、次のとおりです。

| 選考職種 | 志願者数 | 受験者数 A | 名簿登載 予定者数 B | 受験倍率 A/B |
|------|------|-----------|-------------------|-------------|
| 通信長 | 2人 | 1人 | 1人 | 1.0 |

報告事項 4 参考資料

令和4年度（2022年度）山口県立学校職員（船員）採用候補者 選考試験の実施について

教職員課

1 選考職種、採用見込者数及び職務の概要

| 選考職種 | 採用見込者数 | 職務の概要 |
|------|--------|---|
| 通信長 | 1人 | 山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船「海友丸」に乗り組み、通信長業務に従事する。 |

2 受験資格

昭和37年4月2日以降に生まれた者で、次のア又はイを満たし、令和4年4月1日以降の乗船が可能な者

ア 1級海技士（通信）の免許を有する者又は令和4年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

イ 2級海技士（通信）の免許かつ3級海技士（電子通信）以上の免許を有する者又は令和4年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

3 志願書類等の受付期間

令和4年1月12日（水）から2月3日（木）まで

4 試験の期日・場所

(1) 期 日 令和4年2月25日（金）

(2) 場 所 山口県庁14階 教育委員会室

5 試験の内容

口述試験

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

(1) 日 時 令和4年3月11日（金）午前9時

(2) 内 容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載

(3) 場 所 山口県庁エントランスホール

山口県教育委員会の教職員課のウェブページ

